

BTMU

中国月報

第7号 (2006年8月)



CONTENTS

■ 連載

- ◆ アジア一大集積地を目指す広東省の自動車産業
広東省の自動車産業の将来性を考える (各論)
～電機・電子部品産業の集積がもたらすコスト面での優位性

■ 経済

- ◆ 高度化する中国の輸出～米国輸入統計からみた中国の輸出構造の変化

■ 産業

- ◆ 中国・香港アパレルメーカーの状況について～米国・EUとの繊維貿易協定の影響

■ 上海支店人民元レポート

- ◆ 人民元制度改革一周年と更に強まった金融引締

■ スペシャリストの目

- ◆ 投資： 華南地区における来料加工(廠)から進料加工(有限公司)への変更について②
- ◆ 法律： 保証期間に注意！
- ◆ 税務会計： 中国の会計・税務
- ◆ 人事： 中国の社会保険について
- ◆ 貿易： 注意を要する「代理輸出」規制に関する新規定

■ BTMU中国ネットワーク





目 次

■ 連 載

- ◆ …… アジアの一大集積地を目指す広東省の自動車産業
広東省の自動車産業の将来性を考える (各論)
～電機・電子部品産業の集積がもたらすコスト面での優位性
三菱東京UFJ銀行 香港支店 …………… 1

■ 経 済

- ◆ …… 高度化する中国の輸出～米国輸入統計からみた中国の輸出構造の変化
三菱UFJリサーチ&コンサルティング …………… 5

■ 産 業

- ◆ …… 中国・香港アパレルメーカーの状況について～米国・EUとの繊維貿易協定の影響
三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在 …………… 8

■ 上海支店人民元レポート

- ◆ …… 人民元制度改革一周年と更に強まった金融引締 …………… 14

■ スペシャリストの目

- ◆ …… 投 資：華南地区における来料加工(廠)から
進料加工(有限公司)への変更について②
三菱日联咨询(上海)有限公司 …………… 18
- ◆ …… 法 律：保証期間に注意！
リチャード法律事務所 …………… 20
- ◆ …… 税務会計：中国の会計・税務
プライスウォーターハウスクーパース中国 …………… 21
- ◆ …… 人 事：中国の社会保険について
パソナグループ・パソナ上海 …………… 25
- ◆ …… 貿 易：注意を要する「代理輸出」規制に関する新規定
日中経済貿易センター上海事務所 …………… 31

■ BTMU中国ネットワーク …………… 36

〈お詫びと訂正〉

BTMU 中国月報第 6 号掲載レポート〈特集:中国の独占禁止法に関する検討課題〉 3 ページ下より7行目において、「全当事者の中国における年間売上高が 120 億人民元」と記載しておりますが、正しくは、「全当事者の全世界における、年間売上高が 120 億人民元」です。ここに訂正してお詫び申し上げます。



エグゼクティブ・サマリー

連 載「アジアの一大集積地を目指す広東省の自動車産業」は連載4回目で、広東省の自動車産業の将来性について、電機・電子部品産業に焦点を当て分析しています。広東省の自動車産業の優位性の一つは、品質水準の高い外資系の電機・電子部品産業の集積が進んでいることにあり、今後「環境負荷軽減」「安全性対応」を重視する世界的な流れを受けて、中国においても自動車産業の“エレクトロニクス”化が進展すれば、その優位性が一層際立って来る可能性があるとしています。

経 済「高度化する中国の輸出～米国輸入統計から見た中国の輸出構造の変化」は、中国の輸出は競争の激しい米国市場でも、機械、輸送機械のシェア拡大が続いていること、コンピューターや周辺機器、ビジネス機器など技術水準の高い製品でのシェア拡大が見られることを指摘し、輸出構造の高度化の進展が確認できるとしています。

産 業「中国・香港アパレルメーカーの状況について～米国・EUとの繊維貿易協定の影響」は、繊維貿易協定締結後のEU・米国向け繊維輸出量急減が中国繊維業界へ及ぼす影響を分析しています。輸出は従来のような高成長が望めなくなったこと、人民元高、人件費高騰もあって利益率低下が見込まれるとした上で、原産地表示を香港やマカオへの変更することや生産設備をカンボジアやスリランカへ移転することでEU・米国向け輸出を拡大する動き、そしてEU・米国以外への輸出を拡大する動きなどの取組みが行われていることを示しています。

上海支店人民元レポート「人民元制度改革一周年と更に強まった金融引締」は、人民元為替市場参加者の立場から見た昨年7月以降の人民元制度改革の推移と最近の金融引締め強化について解説しています。改革当初は人民元為替相場形成に人民銀行が大きく影響を及ぼしていましたが、改革の進展により通貨当局の介入によらず商業銀行が相場調整を担う制度が完成したとして、今後はより柔軟な為替相場変動の中で長期的になだらかではあるが現状より速い人民元高進行を予想しています。また、第2四半期以降の一連の金融引締策についてはその効果を疑問視し、今後投資抑制の為には窓口指導強化と早期の長期利上げ、長期金利の預貸金利差の圧縮が必要としています。

スペシャリストの目

投 資「華南地区における来料加工（廠）から進料加工（有限公司）への変更について②」は、来料加工から進料加工への転換に際しての問題点を具体的事例をあげて解説しています。まず土地や工場の所有権の登記で、鎮や村が当初契約時に登記の変更を行っておらず、土地が農地であり名義変更ができなかった事例を、次に、本来自社に帰属すべき生産設備の所有権の帰属に関して委託先である中国側工場との間で明確に規定していなかったためにトラブルが生じた事例をあげています。

法 律「保証期間に注意！」は、日本と異なる中国の保証期間に関する注意点を簡単に纏めています。中国では保証期間について約定がなかった場合は債務の履行日から6ヶ月が期間とみなされ、当該期間内に責任を追求しなかった場合保証人はその責務を免れることとなっています。この、保証期間を約定していない事例が多いと指摘し、保証期間を明確に約定することの重要性を述べています。

税務会計「中国の会計・税務」は、最近、お客様よりの照会の多いポイント、①固定資産の減価償却計算に関する規定、②最近の中国における個人所得税課税強化の動きについてなどをQ&Aで解説しています。また、これまでの連載において説明した③M&Aの財務調査における注意点を要約しています。

人 事「中国の社会保険について」は、外資系企業のコストや人事に大きな影響を持つ社会保険について、歴史、概要、各種保険の特徴などをコンパクトに纏めています。労務管理に当たっては、社会保険費用上昇の可能性が高いこと、制度の地域格差への対応が人材定着にも重要であること、今後の制度変更への対応に注目しておく必要があることを述べています。

貿 易「注意を要する「代理輸出」規制に関する新規定」は、実態の不明な輸出やこれに伴う輸出税還付金の着服を規制するために本年2月に交付された通知の内容や影響を検証するものです。この通知は保税区貿易会社が外資会社に委託する「代理輸出業務」に影響を及ぼすことが懸念されていたが、中国の輸出に与える影響を懸念してか、本年3月施行以降現在まではあまり厳格に適用されていない。しかし、今後徐々に徹底されていく方向にあると見なければならぬだろうとしたうえで、早めに8号令に基づき自社の輸出入権と国内販売権を取得しておく必要があると思われるとしています。



**「アジア大集積地を目指す広東省の自動車産業」
広東省の自動車産業の将来性を考える(各論)
～電機・電子部品産業の集積がもたらすコスト面での優位性**

三菱東京UFJ銀行
香港支店 業務開発室
支店長代理 江上 昌宏

本シリーズの第3回では、「広東省の自動車産業の将来性」について概観してみました。第4回以降は、その将来性について詳しくみていきますが、今回は、電機・電子部品産業の産業集積がもたらす優位性を中心に考えてみたいと思います。

1. 電機・電子部品の産業集積がもたらす広東省の自動車産業の優位性

第3回では、広東省の自動車産業について、「5～10年のスパンで見れば、コスト面での優位性を梃子に輸出拠点としても活用されるようになり、アジアの一大生産拠点に成長する十分な可能性がある」と述べました。その理由として、今後も広東省の自動車産業が“基本的な”コスト競争力の優位性を有することに加え、産業集積などによる“潜在的な”コスト削減余地も大きいといった優位性を挙げました。なかでも広東省、とりわけ珠江デルタの電機・電子部品産業の集積は群を抜く存在ですが、今回は広東省の日系大手完成車メーカーの動きと Tier1 部品メーカーなどが要求する品質レベルを満たす可能性のある一部の外資系電機・電子部品産業に絞って、さらに掘り下げて考えてみたいと思います。

第3回では、既に、広東省の場合、外資系の車体電装品メーカーの集積が進んでいること、なかでも日系はさらにその集中度が高いことを述べました。これは、広東省の電機・電子部品産業の集積とも無縁とはいえないでしょう。たとえば、広東省の日系車体電装品メーカーの場合、コンデンサ、抵抗器といった一般電子部品は、重要保安部品関連を除けば、その多くを華南に集積する日系電子部品メーカーの生産拠点などから調達することができます。たしかに、自動車用のICやダイオードなどの半導体デバイスは、品質基準が厳しいうえ、最先端の製品の搭載が求められることが多く、海外の生産拠点からの調達が大半を占めるのが実情です。しかしながら、華南には、半導体デバイス、コンデンサ、抵抗器などのプリント回路基板(PCB)への実装(組み付け)などを受託するEMS (Electronics Manufacturing Service) 業者も数多く存在するので、実際にはこうした業者を活用することで現地調達比率を高めることができます。この結果、広東省の日系車体電装品メーカーは、現地での部品調達比率を高めており、輸入関税や輸送コストが削減されることもあって、コスト競争力を確保できてきたと考えられるのです。

2. 広東省の産業集積の優位性を高める自動車の“エレクトロニクス化”の進展

ここで注目したいのは、自動車の“エレクトロニクス化”の進展により、今後、広東省の産業集積の優位性が一層際立ってくる可能性がある点です。



(1) 中国でも自動車の“エレクトロニクス化”の進展が予想

最近、世界の自動車産業において“エレクトロニクス化”が進んでいることは周知の通りです。「環境負荷軽減」「安全性対応」「快適性」重視の流れを受け、ハイブリッド車（注1）の投入に加え、各自動車部品への電子制御ユニット（Electronic Control Unit、以下 ECU）、アクチュエータ（注2）、各種センサー・レーダーなどの検知システムなどの搭載による自動車の電子制御が行われてきています。たとえば、センサーは1台の自動車あたり約100個程度搭載される車種も出てきており、自動車の総コストに占める電子部品の比率は、小型車で1~2割、高級車で2~3割、電気モーターやインバータなど電子部品を数多く搭載するハイブリッド車では約5割にまで高まっています。今後、ハイブリッド車やコモンレールシステム（注3）を搭載したディーゼル車の普及、さらに長い目でみれば、燃料電池車、電気自動車といった環境対応自動車の普及により、この比率は上昇していくでしょう。

（注1）ガソリンエンジンと電気モーターなど複数の動力源を走行条件に応じて併用することで、排出ガス抑制と燃費向上を実現した車。

（注2）電気エネルギーなどを機械的な動力に変換・制御する役割を果たす装置のことを指す。

（注3）高性能の高圧ポンプ、燃料蓄圧装置、インジェクターなどで構成される燃料噴射システムのこと。

燃料噴射圧力、噴射量などをきめ細かく電子制御することで、従来のディーゼル車と比べ、排出ガス・騒音・振動の低減と燃費向上を実現した。

こうした状況下、中国でも自動車の「環境負荷低減」、「安全性対応」という2つのポイントから、次第に“エレクトロニクス化”の進んだ自動車の生産が活発化してくる可能性があると考えています。中国では、自動車普及に伴う環境汚染・エネルギー不足が社会問題化しつつあるなか、2004年6月に「新自動車産業政策」において、環境改善に貢献する自動車の導入の積極的な推進が謳われました。2005年10月には、日本の「型式認証制度（注4）」と同様の「ハイブリッド車国家認証制度」が整備され、12月から四川一汽トヨタ自動車がハイブリッド車であるプリウスの生産を開始したのが話題となりました。また、国家環境保護総局の発表によると、2007年7月からEUROⅢ相当の排ガス規制が国家レベルで導入される予定ですが、既に北京市では先行して同排ガス規制の新型車種への適用が始まっています。

安全性対応の面でも、中国では、交通事故による年間死亡者数が10万人に及んでおり、欧米・日本などと比べ自動車保有者数との比率で見ると数十倍に達することから、自動車の“エレクトロニクス化”が予想以上に早く進む可能性が考えられます。そうなると、この分野で技術力のある広東省の日系大手完成車メーカー3社も、近いうちにハイブリッド車など「環境負荷低減」を実現した自動車や、各種センサー・レーダーを使った“衝突回避システム”を搭載した「安全性対応」に優れた自動車などの生産を始めると考えても良いかもしれません。勿論、こうした最先端技術を盛り込んだ自動車などがそんなに短期間のうちに中国市場で主力を占めることはないでしょうが、昨今のマーケット動向をみれば、これからは欧米、日本の市場などと遜色ないピッチで新型車種が投入されても不思議ではない環境にあるように思います。第2回でも採り上げましたホンダによるパワートレイン系部品の100%出資による仏山市での生産現法の設立も、今後の自動車の「環境負荷軽減」や「安全性対応」の流れを受けた“エレクトロニクス化”による各部品間のECUの“統合制御”への対応と考えられるかもしれません。

（注4）自動車メーカーなどが新型自動車などの生産または販売を行う際に、予め国土交通大臣に申請または届出を行い、保安基準などの適合性審査を受ける制度のことを指す。



(2) 自動車の“エレクトロニクス化”は広東省の自動車産業発展の追い風に

もともと、中国で自動車の“エレクトロニクス化”が進んだとしても、重要保安部品関連については、日系完成車メーカーが採用可能な部品を製造できるメーカーは依然限られています。たとえば、ハイブリッド車向けの半導体については、日系大手完成車メーカーは、総合電機メーカーなどと連携しながら日本での内製化を進めてきました。また、技術流出を憂慮し、最先端の半導体技術（製造装置など）の輸出に一定の制限を設けたワッセナー・アレンジメントなどにより、半導体メーカーが車載半導体を中国で生産するには時間を要するとみられます。さらに、一般電子部品であっても、重要保安部品に絡むものになれば、耐振動性や耐熱性、耐衝撃性などの厳しい環境耐久基準をクリアしたうえで、出荷後の不良品率を数 ppm（100 万分の 1）以下に抑えることが不可欠となってきます。

しかしながら、広東省の日系・欧米系の電機・電子部品メーカーは、今後広東省の自動車産業への部品供給を通して“着実に”存在感を高めていくと考えています。たとえば、オムロンの広州現法<欧姆龍（広州）汽車電子有限公司>が、ECU を含むパワーウィンドーユニットやキーレスエントリーシステムの生産を始めたことなどは、この“胎動”と考えて良いかもしれません。また、民生用機器向けを主体としてきた日系の部品メーカーや EMS 業者などのなかにも、華南の生産拠点で不良品率を数 ppm 程度に抑制する業者も出てきており、自動車産業へのビジネスの拡大を志向するケースもみられるようになりました。特に、日系の車載電装品メーカーと連携するなどして、高度な品質管理ノウハウを吸収していけば、自動車向けの受注基盤を拡大する有効な選択肢のひとつになり得るでしょう。今後、中国における自動車の“エレクトロニクス化”の進展とともに、広東省の自動車産業がどのような発展を遂げるのかその動向が注目されます。

次回では、「広東省の自動車産業の将来性」について、「自動車産業の現地調達の現状と今後」などについて考えてみたいと思います。

（本稿は香港の週刊紙香港ポスト 2006 年 1 月 13 日号掲載分に加筆したレポートです）

以 上

（執筆者のご連絡先とメッセージ）

三菱東京 U F J 銀行 香港支店 業務開発室

住所：8F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

Email：Masahiro_Egami@hk.mufg.jp

TEL：852-2823-6991 FAX：852-2823-6744



高度化する中国の輸出～米国輸入統計からみた中国の輸出構造の変化

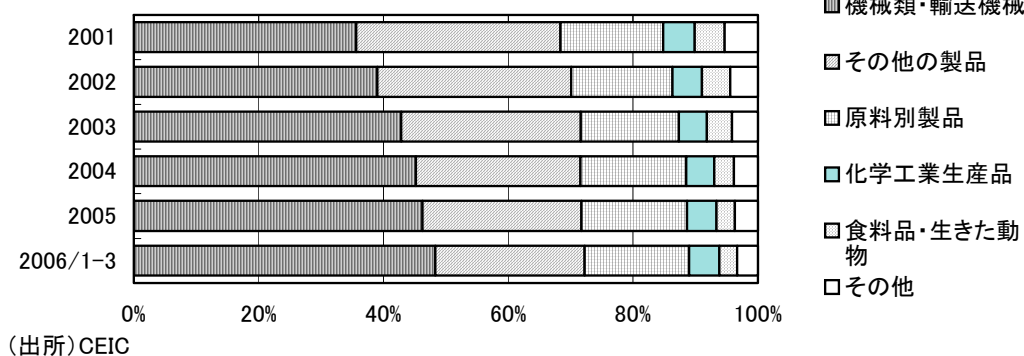
三菱UFJリサーチ&コンサルティング
調査部 研究員 野田麻里子

1. 堅調持続の一方で、輸出の中身に大きな変化

2006年4～6月期の実質GDP成長率が前年同期比11.3%と発表された。投資・輸出・消費の「トロイカ」¹に牽引されて中国経済の成長スピードは1～3月期の同10.3%からさらに加速しているようだ。実際、トロイカの一角を担う輸出は2002年以降、前年比二桁台の拡大が続いており、2006年4～6月期も前年同期比24.0%増と依然として堅調が続いている。

ところで、その輸出の中身を見ると、2004年以降、機械類・輸送機械のシェアが4割を超え、足元、2006年1～3月期には48%と約5割を占めるに至っており、安価な衣料品、靴類、玩具といったいわゆる軽工業品の輸出国というイメージは過去のものとなりつつある（図表1）。

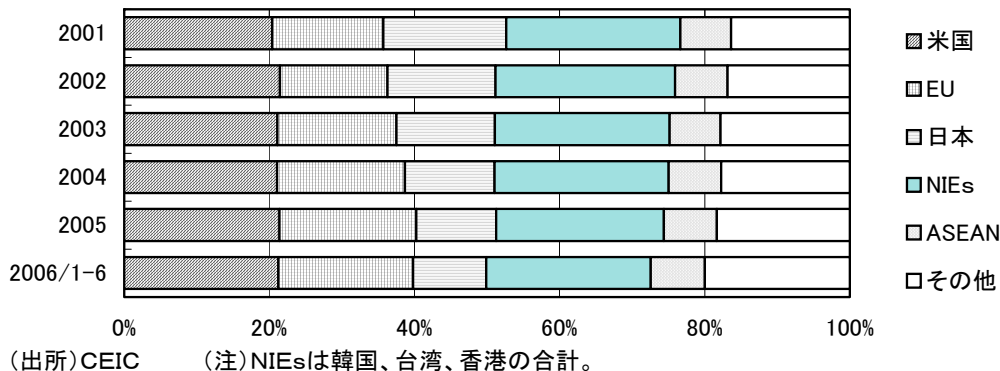
図表1. 今や中国の輸出の約5割を占める機械類



一方、輸出相手国をみると、EUのシェアが拡大傾向にあるものの、米国が中国の輸出の約2割が仕向けられる単独で最大の輸出相手国である構造に大きな変化はない（図表2）。

ところで、中国の輸出高度化は、最大の輸出相手国とはいえ、競争の激しい米国市場でも進んでいるのだろうか。以下、米国の輸入統計をもとにその実態を探ってみた。

図表2. 中国の最大の輸出相手国は依然として米国



¹ 日刊中国通信 2006年7月20日(木)。



2. 今やカナダを抜き米国の製品輸入相手国トップの中国

米国の輸入構造は、足元、原油価格の上昇から非製造業品のシェアが高まっているが、ほぼ製造業品 8 割、非製造業品 2 割の割合である（図表 3）。また、製品の品目別では、SITC（標準国際貿易分類）の第 7 分類（機械類・輸送機械）が 5 割、第 8 分類（衣料品・靴などのその他製品）が 2 割という状況である（図表 4）。

図表3. 米国の輸入構造：製品が全体の約8割を占める

(10億ドル)

	2001	2002	2003	2004	2005
輸入合計	1,142	1,164	1,259	1,470	1,671
製造業品	951	975	1,027	1,176	1,288
(シェア、%)	83	84	82	80	77
非製造業品	191	188	232	294	383
(シェア、%)	17	16	18	20	23

(出所)米商務省

図表4. 米国の製品・商品分類別シェアの推移～製品輸入の5割が機械類

	2001	2002	2003	2004	2005
SITC5 化学工業生産品	8.3	8.8	9.8	9.6	10.0
SITC6 原料別製品	12.9	13.0	12.9	14.5	14.8
SITC7 機械類・輸送機械	52.6	51.8	51.0	50.8	50.5
SITC8 その他製品	20.8	21.0	21.3	20.5	20.2
SITC9 特殊取扱品	5.3	5.3	4.9	4.6	4.6

(出所)米商務省

次に、輸入の約 8 割を占める製品輸入の主要相手国の顔ぶれをみると、中国が 2004 年以降、NAFTA 加盟国のカナダ、メキシコ、そして日本を抜き、製品輸入の約 2 割を占める最大の輸入相手国に浮上している（図表 5）。

図表5. カナダを抜き、今や米国の製品輸入相手国第1位を占める中国

	2001		2002		2003		2004		2005		
	10億ドル	シェア、%	10億ドル	シェア、%	10億ドル	シェア、%	10億ドル	シェア、%	10億ドル	シェア、%	
製品輸入計	951	100	975	100	1,027	100	1,176	100	1,288	100	
1 カナダ	160	17	カナダ	159	16	中国	192	16	中国	238	19
2 日本	126	13	中国	123	13	カナダ	181	15	カナダ	195	15
3 メキシコ	115	12	日本	121	12	日本	129	11	日本	137	11
4 中国	100	11	メキシコ	116	12	メキシコ	127	11	メキシコ	134	10
5 ドイツ	58	6	ドイツ	61	6	ドイツ	75	6	ドイツ	81	6
6 英国	37	4	韓国	35	4	韓国	45	4	韓国	41	3
7 韓国	34	4	英国	35	4	英国	38	3	英国	41	3
8 台湾	33	3	台湾	32	3	台湾	34	3	台湾	34	3
9 フランス	28	3	フランス	26	3	フランス	28	2	マレーシア	32	3
10 マレーシア	22	2	マレーシア	23	2	アイルランド	27	2	フランス	29	2

(出所)米商務省



米国輸入市場での中国躍進の要因を SITC5~8分類別にみると、SITC5 分類（化学工業品）で若干のシェア拡大が見られるものの、それほど大きな変化はみられない。第6分類（繊維、鉄鋼など原料別製品）、第8分類（衣料品などその他製品）については2001年時点で既にシェア第2位あるいは第1位を占めているが、さらにシェア拡大が続いていることがわかる。最も大きな変化が見られたのが第7分類（機械類・輸送機械）である。2001年時点ではシェア7%で米国にとっては機械類で第5位の輸入相手国にすぎなかったが、2005年には日本、カナダを押さえ、シェアトップを占めるに至っており、中国の輸出高度化は米国市場においても着実に進んでいることがわかる（図表6）。

図表6. SITC 第7分類（機械類・輸送機械）で大幅なシェアアップを実現した中国

化学工業製品 (SITC5)	2001		2002		2003		2004		2005	
	(10億 ドル)	(シェア ア、%)	(10億 ドル)	(シェア ア、%)	(10億 ドル)	(シェア ア、%)	(10億 ドル)	(シェア ア、%)	(10億 ドル)	(シェア ア、%)
SITC5計	79	100	86	100	101	100	113	100	128	100
1 アイルランド	13	17	16	19	19	19	20	17	21	16
2 カナダ	12	15	12	14	13	13	17	15	20	15
3 ドイツ	7	9	8	10	9	9	11	10	12	10
4 英国	7	9	8	9	9	9	10	8	9	7
5 日本	7	9	7	8	8	8	8	7	9	7
6 フランス	5	6	5	6	7	7	7	7	8	6
7 スイス	2	3	3	3	3	3	4	3	5	4
8 イタリア	2	3	2	3	2	3	3	3	4	3
9 中国	2	3	2	3	2	3	3	3	3	3
10 ベルギー	2	3	2	2	2	2	3	2	3	3
SITC5計	79	100	86	100	101	100	113	100	128	100
1 アイルランド	13	17	16	19	19	19	20	17	21	16
2 カナダ	12	15	12	14	13	13	17	15	20	15
3 ドイツ	7	9	8	10	9	9	11	10	12	10
4 英国	7	9	8	9	9	9	10	8	9	7
5 日本	7	9	7	8	8	8	8	7	9	7
6 フランス	5	6	5	6	7	7	7	7	8	6
7 スイス	2	3	3	3	3	3	4	3	5	4
8 イタリア	2	3	2	3	2	3	3	3	4	3
9 中国	2	3	2	3	2	3	3	3	3	3
10 ベルギー	2	3	2	2	2	2	3	2	3	3
SITC5計	79	100	86	100	101	100	113	100	128	100
1 アイルランド	13	17	16	19	19	19	20	17	21	16
2 カナダ	12	15	12	14	13	13	17	15	20	15
3 ドイツ	7	9	8	10	9	9	11	10	12	10
4 英国	7	9	8	9	9	9	10	8	9	7
5 日本	7	9	7	8	8	8	8	7	9	7
6 フランス	5	6	5	6	7	7	7	7	8	6
7 スイス	2	3	3	3	3	3	4	3	5	4
8 イタリア	2	3	2	3	2	3	3	3	4	3
9 中国	2	3	2	3	2	3	3	3	3	3
10 ベルギー	2	3	2	2	2	2	3	2	3	3
SITC5計	79	100	86	100	101	100	113	100	128	100
1 アイルランド	13	17	16	19	19	19	20	17	21	16
2 カナダ	12	15	12	14	13	13	17	15	20	15
3 ドイツ	7	9	8	10	9	9	11	10	12	10
4 英国	7	9	8	9	9	9	10	8	9	7
5 日本	7	9	7	8	8	8	8	7	9	7
6 フランス	5	6	5	6	7	7	7	7	8	6
7 スイス	2	3	3	3	3	3	4	3	5	4
8 イタリア	2	3	2	3	2	3	3	3	4	3
9 中国	2	3	2	3	2	3	3	3	3	3
10 ベルギー	2	3	2	2	2	2	3	2	3	3
SITC5計	79	100	86	100	101	100	113	100	128	100
1 アイルランド	13	17	16	19	19	19	20	17	21	16
2 カナダ	12	15	12	14	13	13	17	15	20	15
3 ドイツ	7	9	8	10	9	9	11	10	12	10
4 英国	7	9	8	9	9	9	10	8	9	7
5 日本	7	9	7	8	8	8	8	7	9	7
6 フランス	5	6	5	6	7	7	7	7	8	6
7 スイス	2	3	3	3	3	3	4	3	5	4
8 イタリア	2	3	2	3	2	3	3	3	4	3
9 中国	2	3	2	3	2	3	3	3	3	3
10 ベルギー	2	3	2	2	2	2	3	2	3	3
SITC5計	79	100	86	100	101	100	113	100	128	100
1 アイルランド	13	17	16	19	19	19	20	17	21	16
2 カナダ	12	15	12	14	13	13	17	15	20	15
3 ドイツ	7	9	8	10	9	9	11	10	12	10
4 英国	7	9	8	9	9	9	10	8	9	7
5 日本	7	9	7	8	8	8	8	7	9	7
6 フランス	5	6	5	6	7	7	7	7	8	6
7 スイス	2	3	3	3	3	3	4	3	5	4
8 イタリア	2	3	2	3	2	3	3	3	4	3
9 中国	2	3	2	3	2	3	3	3	3	3
10 ベルギー	2	3	2	2	2	2	3	2	3	3
SITC5計	79	100	86	100	101	100	113	100	128	100
1 アイルランド	13	17	16	19	19	19	20	17	21	16
2 カナダ	12	15	12	14	13	13	17	15	20	15
3 ドイツ	7	9	8	10	9	9	11	10	12	10
4 英国	7	9	8	9	9	9	10	8	9	7
5 日本	7	9	7	8	8	8	8	7	9	7
6 フランス	5	6	5	6	7	7	7	7	8	6
7 スイス	2	3	3	3	3	3	4	3	5	4
8 イタリア	2	3	2	3	2	3	3	3	4	3
9 中国	2	3	2	3	2	3	3	3	3	3
10 ベルギー	2	3	2	2	2	2	3	2	3	3
SITC5計	79	100	86	100	101	100	113	100	128	100
1 アイルランド	13	17	16	19	19	19	20	17	21	16
2 カナダ	12	15	12	14	13	13	17	15	20	15
3 ドイツ	7	9	8	10	9	9	11	10	12	10
4 英国	7	9	8	9	9	9	10	8	9	7
5 日本	7	9	7	8	8	8	8	7	9	7
6 フランス	5	6	5	6	7	7	7	7	8	6
7 スイス	2	3	3	3	3	3	4	3	5	4
8 イタリア	2	3	2	3	2	3	3	3	4	3
9 中国	2	3	2	3	2	3	3	3	3	3
10 ベルギー	2	3	2	2	2	2	3	2	3	3
SITC5計	79	100	86	100	101	100	113	100	128	100
1 アイルランド	13	17	16	19	19	19	20	17	21	16
2 カナダ	12	15	12	14	13	13	17	15	20	15
3 ドイツ	7	9	8	10	9	9	11	10	12	10
4 英国	7	9	8	9	9	9	10	8	9	7
5 日本	7	9	7	8	8	8	8	7	9	7
6 フランス	5	6	5	6	7	7	7	7	8	6
7 スイス	2	3	3	3	3	3	4	3	5	4
8 イタリア	2	3	2	3	2	3	3	3	4	3
9 中国	2	3	2	3	2	3	3	3	3	3
10 ベルギー	2	3	2	2	2	2	3	2	3	3
SITC5計	79	100	86	100	101	100	113	100	128	100
1 アイルランド	13	17	16	19	19	19	20	17	21	16
2 カナダ	12	15	12	14	13	13	17	15	20	15
3 ドイツ	7	9	8	10	9	9	11	10	12	10
4 英国	7	9	8	9	9	9	10	8	9	7
5 日本	7	9	7	8	8	8	8	7	9	7
6 フランス	5	6	5	6	7	7	7	7	8	6
7 スイス	2	3	3	3	3	3	4	3	5	4
8 イタリア	2	3	2	3	2	3	3	3	4	3
9 中国	2	3	2	3	2	3	3	3	3	3
10 ベルギー	2	3	2	2	2	2	3	2	3	3
SITC5計	79	100	86	100	101	100	113	100	128	100
1 アイルランド	13	17	16	19	19	19	20	17	21	16
2 カナダ	12	15	12	14	13	13	17	15	20	15
3 ドイツ	7	9	8	10	9	9	11	10	12	10
4 英国	7	9	8	9	9	9	10	8	9	7
5 日本	7	9	7	8	8	8	8	7	9	7
6 フランス	5	6	5	6	7	7	7	7	8	6
7 スイス	2	3	3	3	3	3	4	3	5	4
8 イタリア	2	3	2	3	2	3	3	3	4	3
9 中国	2	3	2	3	2	3	3	3	3	3
10 ベルギー	2	3	2	2	2	2	3	2	3	3
SITC5計	79	100	86	100	101	100	113	100	128	100
1 アイルランド	13	17	16	19	19	19	20	17	21	16
2 カナダ	12	15	12	14	13	13	17	15	20	15
3 ドイツ	7	9	8	10	9	9	11	10	12	10
4 英国	7	9	8	9	9	9	10	8	9	7
5 日本	7	9	7	8	8	8	8	7	9	7
6 フランス	5	6	5	6	7	7	7	7	8	6
7 スイス	2	3	3	3	3	3	4	3	5	4
8 イタリア	2	3	2	3						



実際、SITC 第7分類の中ではコンピューターを含む自動データ処理機械で中国のシェアが拡大していることが注目される。

図表7. 家電に加えて事務用機器でもmade in China 製品の輸入シェアが高まる
～米国の機械類(SITC7、3桁分類)輸入に占める中国のシェア(20%以上のシェアを占める12品目)

	2001	2002	2003	2004	2005
1 録音機器	29.8	37.4	41.6	49.8	57.1
2 事務用機器	33.4	41.1	47.2	44.2	49.1
3 自動データ処理機械	12.5	18.3	29.4	41.0	47.1
4 家庭用電気機器	39.9	40.7	43.9	46.0	46.8
5 ラジオ受信機	32.3	38.3	37.8	40.3	41.1
6 トレーラー・コンテナ	18.3	21.0	26.7	29.2	39.3
7 事務用機器の部分品	15.6	21.1	26.3	31.1	33.2
8 電力用機器	21.8	23.2	27.0	31.1	32.9
9 通信機器	12.4	17.0	19.5	23.9	28.9
10 テレビ受像機	3.2	8.4	12.2	14.2	23.1
11 その他の電気機器	15.6	18.2	19.7	21.1	21.9
12 二輪自動車・自転車	16.3	19.5	21.8	24.3	20.6

(出所)米商務省

さらにより具体的な製品が分かる最終用途コードで米国の輸入に占める中国のシェアを見ると、玩具、靴、衣料品などの軽工業品で6割から7割近いシェアを維持しているほか、コンピューター及び周辺機器、ビジネス機器など技術水準の高い製品でも大幅なシェア拡大が見られる。ちなみにこの統計によれば、2005年に米国に輸入されたコンピューターの約5割がmade in Chinaであったことがわかる(図表8)。

図表8. 製品輸入に占める中国のシェア～米国の輸入コンピューターの約5割がmade in China
(米商務省・最終用途コード(5桁分類)による輸入統計、2005年のシェア順)

	2001	2002	2003	2004	2005
1 客船・貨物船(除くスクラップ船)	5.8	0.0	65.7	0.0	82.2
2 玩具、スポーツ用品、自転車	56.6	64.0	72.1	74.0	74.4
3 靴(皮革、ゴム、その他)	60.7	64.1	65.5	66.8	70.2
4 ラジオ、蓄音機、テーブデッキ、ステレオ	48.8	54.2	54.3	60.3	67.2
5 衣料品・家庭用品(非繊維)	60.5	63.3	64.8	65.4	66.8
6 調理器具、刃物類、園芸用具	44.3	49.9	53.5	55.6	58.4
7 スポーツ衣料・靴・用具	51.9	53.2	53.5	55.6	58.2
8 家具	33.2	39.4	43.7	46.6	50.0
9 コンピューター	6.3	9.9	29.1	40.2	48.9
10 壁掛け時計など家庭用品	34.7	38.6	39.0	40.1	47.3
11 写真および光学機器	42.9	42.6	46.6	47.2	45.7
12 ガラス器、陶器、磁器	31.8	38.0	40.9	42.6	44.8
13 調理機器	33.3	35.3	39.7	42.8	44.7
14 天然石その他半貴石	28.8	34.9	38.6	42.6	44.4
15 衣料品(除くウール、綿製品)	21.8	25.3	30.8	35.4	43.3
16 ビジネス機器(除くコンピューター)	22.3	28.3	35.7	36.2	40.6
17 コンピューター周辺機器	15.7	22.3	28.7	37.4	40.4
18 楽器・余暇用機器	16.3	24.3	28.1	32.9	34.7
19 ガラス板・シート(除く自動車用)	20.7	25.1	26.6	28.6	33.0
20 テレビ、ビデオ機器	11.7	18.5	22.7	25.6	30.7

(出所)商務省

中国の輸出高度化は競争の激しい米国市場でも着実に進んでいるようである。今後の課題はmade in China に占める made by China、つまり中国地場企業の製品の割合を高めることであろう。そして、そうして初めて中国は名実ともに「世界の工場」になっていくと考える。

(執筆者のご連絡先とメッセージ) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング

E-mail : mariko.noda@murc.jp ホームページ : <http://www.murc.jp>



中国・香港アパレルメーカーの状況について～米国・EUとの繊維貿易協定の影響

三菱東京UFJ銀行
企業調査部 香港駐在
シニアアナリスト 黄美艶

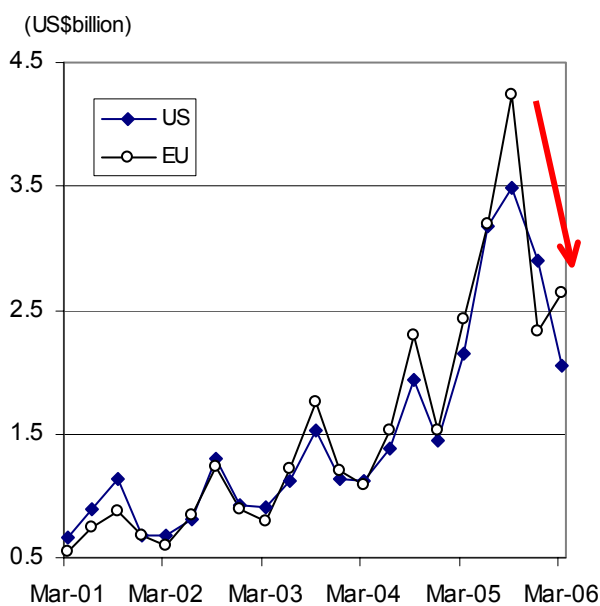
昨年、中国と米国・EU間で繊維製品の貿易摩擦問題が発生し、両者が繊維貿易協定を結んだのは記憶に新しいところであるが、今年に入り、中国・香港の米国・EU向け衣料品輸出量が急減するなど、同協定の影響が現れ始めた。そこで本稿では、中国・香港のアパレルメーカーの最近の状況について整理するとともに、環境変化に対処するために各社が進めている取り組みについてまとめた。

1. 足元で急減した米国・EU向け衣料品輸出

ここへきて中国・香港の米国・EU向け衣料品輸出額が急減した。

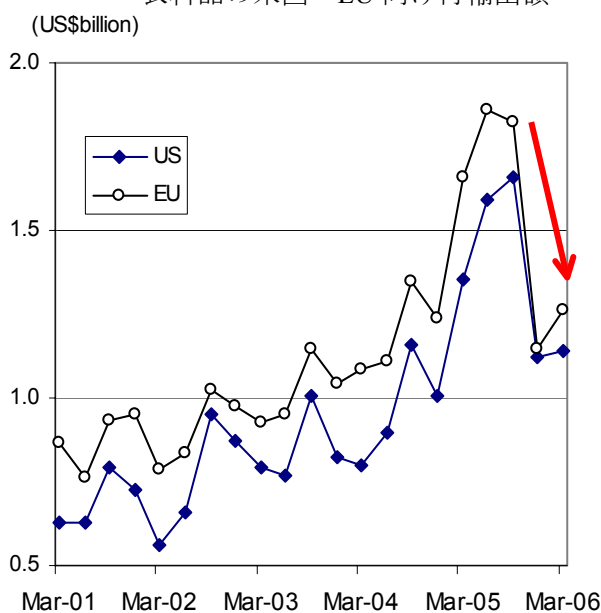
中国の2006年1Qの米国・EU向け衣料品輸出額をみると、四半期ベースのピーク（2005年3Q）である77億米ドルから47億米ドルへと4割弱落ち込んだ（図表1）。また、香港における中国で生産した衣料品の米国・EU向け再輸出額をみても、ピーク（2005年3Q）の35億米ドルから24億米ドルへと3割強落ち込んでいる（図表2）。中国生産の衣料品の再輸出は、香港の米国・EU向け衣料品輸出の7割を占めるため、再輸出減少に伴って同輸出額も54億米ドルから37億米ドルに急減した。

図表1：中国の米国・EU向け衣料品輸出額



(資料)CEIC Data Co.,Ltd

図表2：香港における中国で生産した衣料品の米国・EU向け再輸出額



(資料)CEIC Data Co.,Ltd



2. 中国と米国・EU間の繊維貿易協定

これは、昨年6月(欧州)および11月(米国)に中国と米国・EU間で締結された繊維貿易協定の影響が現れたのにほかならない。

2004年末に繊維製品の輸入数量規制(クォータ制度^(注1))が撤廃されたのに伴い、価格競争力に優れる中国は、2005年に入り米国・EU向け衣料品輸出額を前年比99%増、同89%増のピッチで急拡大させ、両地域の輸入額全体に占めるシェアをわずか1年で7ポイント(米国:19%→26%、EU:24%→33%)も上昇させた(図表3)。

これを受けて自国のアパレルメーカーの淘汰と雇用喪失を懸念した米国とEUが不満を募らせ、WTO242条項にもとづくセーフガード^(注2)の適用に踏み込みつつ強硬に交渉を行ったことから、中国も米国・EU向けの輸出量を受け入れられやすい水準に抑制する内容の協定を結ばざるを得なくなった。具体的には、米国向けでは21品目に関し2006~2008年の輸出量の伸びを年率10~17%に抑える、EU向けでは10品目に関し、2006~2007年の輸出量の伸びを同10~12.5%に抑える内容となった(図表4)。

同協定は輸出をマイナスにしなければならない内容ではないが、2005年には中国・香港の米国・EU向け衣料品輸出額が尻上がりに拡大したため、ピークである2005年3Qに比べ、2006年入り後の輸出額が急減する格好になったわけである。

(注1)クォータ制度はWTOの前身であったGATT(関税貿易一般協定)の時代に欧米主導でできたもので、発展途上国からの安価な繊維製品の輸入を制限し、自国の繊維産業を保護する目的のものであった。

(注2)WTO加盟国が中国産繊維製品にのみ緊急輸入制限を発動できるセーフガード(発動期限は2008年末まで)。

図表3: 米国・EUの衣料品輸入に占める中国と香港のシェア

		2000	2001	2002	2003	2004	2005
中国	米国	13%	14%	15%	17%	19%	↗ 26%
	EU	20%	21%	19%	23%	24%	↗ 33%
香港	米国	7%	7%	6%	6%	6%	5%
	EU	6%	5%	4%	4%	4%	3%

(注)1.2005年の米国の輸入元上位3国は、中国(26%)、メキシコ(8%)、香港(5%)

2.2005年のEUの輸入元上位3国は、中国(33%)、トルコ(14%)、ルーマニア(7%)

(資料)HK External Merchandise Trade, Census and Statistical Department

The US Department of Commerce, Statistical Office of the EU

図表4: 中国~米国・EU間の繊維貿易協定の内容

	米国	EU
輸出抑制対象製品	21品目 ニット生地、綿ニットシャツ、ハンドメイドの男性用綿シャツ、綿ズボン、ハンドメイドの綿下着、男性用ウールスーツ・ズボンなど	10品目 綿生地、Tシャツ、プルオーバー、男性用ズボン、ブラウス、女性用下着、リネン類など
最大成長率	(前年比) 2006年 10~15% 2007年 12.5~16% 2008年 15~17%	(前年比) 2006年 10~12.5% 2007年 10~12.5%

(資料) HK Trade Development Council

3. 今後の見通し～衣料品全体の輸出の伸びも鈍化へ

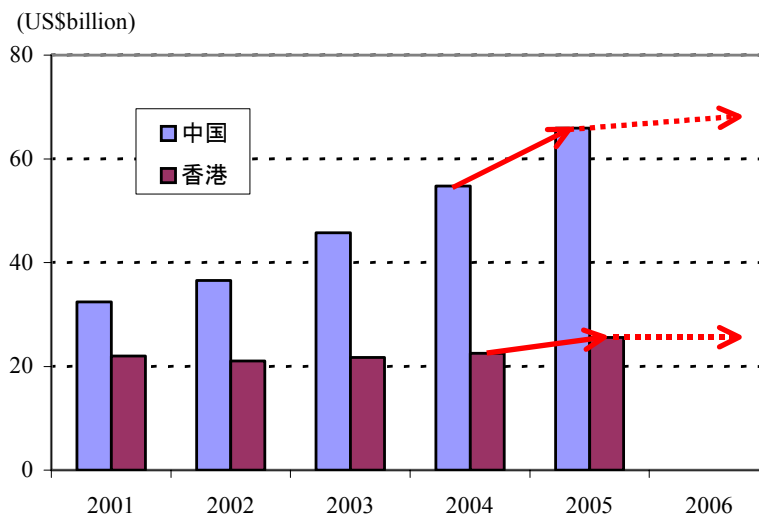
中国・香港のアパレルメーカーにとって、米国・EUは輸出の5割を占める重要なマーケットであり、当面は、米国・EU向け輸出の伸び鈍化に伴って中国・香港の衣料品全体の輸出の伸びも鈍化することになる（図表5）。

米国・EU以外の国向けの輸出を伸ばすにしても、短期間で米国・EU向けの伸び鈍化をカバーするほど輸出を伸ばせると考えるのは非現実的であろう。日本や韓国については、市場規模は大きいがすでに成熟したマーケットで、今後の需要拡大には多くを期待できそうにない。日本がすでに輸入の8割を中国に依存していることも加味すると、輸出を一気に拡大するのは容易でないとみられる。一方、ロシアやオーストラリア、中南米諸国など、今後の需要拡大が期待できそうな新たなマーケットを開拓する手もあるが、これらはそもそも市場規模が小さいうえに、ブラジルなど中南米諸国の一部で中国産繊維製品に対して輸入制限措置の導入を検討するといった動きもみられているため、輸出全体を押し上げる効果はやはり限定的なものにとどまりそうだ。

こうしたことから、業界関係者の間でも、2006年以降の中国・香港の衣料品輸出額は前年比プラスこそ確保しようが、2005年のような前年比7～8割増といった高成長は見込めないとの指摘が相次いでいる。

この間、中国・香港のアパレルメーカーでは、クォータ制度の廃止に伴う輸出拡大を見越して生産能力を大幅に増強する動きが相次いだことから、中国商務部によれば2005年末時点で中国における衣料品の生産能力が2割程度過剰になった模様で、アパレルメーカー間の納入価格引き下げ競争が激化した、輸出鈍化に見舞われ大量在庫を抱えた先が出てきた、といった報道も見受けられている。

図表5：中国・香港の衣料品全体の輸出額



(資料)CEIC Data Co.,Ltd

4. 懸念される利益率の低下

今ひとつ懸念されるのは、中国・香港のアパレルメーカー各社の利益率が低下傾向にあることである。直近の決算データを手に入れた上場7社の2005年度の業績をみると、各社とも売上を大きく伸ばしたものの、総じて利益率を低下させている様子が窺われる（図表6）。



図表 6 : 上場 7 社の業績

【中国】

US\$million %	Youngor Group			Jiansu Hongdou Industry			Dalian Dayang Trands		
	Sales	Profit	Margin	Sales	Profit	Margin	Sales	Profit	Margin
2004	489.4	67.4	13.8	121.6	10.8	8.9	52.9	3.2	6.0
2005	554.1	68.9	12.4	146.9	9.0	6.1	63.6	3.3	5.2
増減	64.7	1.5	▲ 1.3	25.3	▲ 1.8	▲ 2.8	10.7	0.1	▲ 0.9

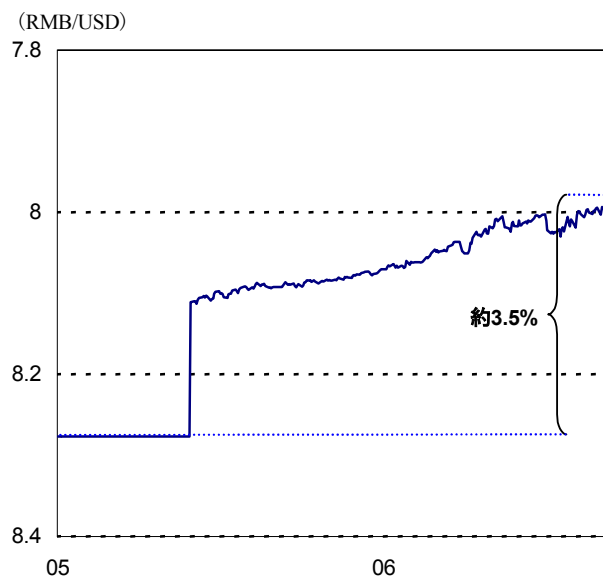
【香港】

US\$million %	Texwinca Holdings			Luen Thai Holdings			Top Form International			Winsor Industrial Corporation		
	Sales	Profit	Margin	Sales	Profit	Margin	Sales	Profit	Margin	Sales	Profit	Margin
2004	937.0	60.1	6.4	553.8	30.4	5.5	156.4	20.1	12.9	94.2	15.1	16.0
2005	997.6	61.8	6.2	590.2	13.2	2.2	187.9	23.5	12.5	111.7	7.7	6.9
増減	60.6	1.7	▲ 0.2	36.4	▲ 17.2	▲ 3.3	31.5	3.4	▲ 0.3	17.5	▲ 7.4	▲ 9.1

(資料) Bloomberg

これには、人民元高の進展と人件費の高騰が利益低下圧力となっていることが考えられる。人民元は 2005 年 7 月の人民元改革開始以降、対米ドルで約 3.5% 切り上がっており (図表 7)、比較的緩やかなペースであるとはいえアパレルメーカーの輸出採算にジワジワと影響を与えている。また、中国沿岸部を中心に人件費も上昇している。人員不足が顕在化するなか、たとえば深圳の地方政府は、2006 年 7 月から 1 ヶ月当たりの法定最低月給 (経済特別区内) を従来の 690 元 (約 10,100 円) から 810 元 (約 11,900 円) へと一気に 17% も引き上げた (図表 8)。アパレルメーカーの場合、労働集約的な作業が少なくないだけに、人件費上昇は業績に少なからぬインパクトを与えるとみられる。

図表 7 : 人民元相場



(資料) Bloomberg



図表 8：広東省の人員不足および法定最低賃金上昇の状況

都市名	不足労働者数	法定最低月給 (元/円)	前年比伸び率
深セン	360千人	810 (約11,900円)	+17%
広州	158千人	800 (約11,800円)	+17%
東莞	240千人	700 (約10,300円)	+22%
仏山	200千人	700 (約10,300円)	+22%
珠海	38千人	700 (約10,300円)	+22%
惠州	105千人	700 (約10,300円)	+42%
その他	415千人		
広東省合計	1,516千人		
うち製造業	1,353千人		
うちその他業種	163千人		

(注)1. 法定最低月給は2006年7月1日から適用。
2. 深センの法定最低月給は経済特別区内のもの。
(資料)新聞報道等にもとづき作成

この先もこうしたコスト上昇圧力はさらに強まることが予想される。人民元高や人件費上昇といったトレンドに大きな変化はないとみる向きが多いうえ、以下にみる通り、追加的なコストがかかる恐れも強まっているためである。

第1に、繊維貿易協定にもとづく米国・EU向け輸出枠の購入コストである。すなわち、中国商務省は、米国・EU向けの輸出枠のうち、70%については前年実績等にもとづいて各企業に配分しているが、残る30%については入札により配分している。このため、輸出枠を持たない、あるいは輸出枠が不足しているアパレルメーカーは、入札を通じて輸入枠を購入する必要がある。こうした輸入枠購入コストが各社の収益を圧迫する可能性がある。報道によれば、一部の人気輸出品目に関しては輸出枠の獲得競争が激化し、枠譲渡価格が入札募集価格（基準価格）の4倍以上に跳ね上がったケースもみられるという。

第2に、増値税の還付率が引き下げられる可能性が高まっている。アパレルメーカーは、中国国内で原材料等を仕入れる際に仕入先に対して増値税（17%）を支払い、製品輸出時に税当局から13%分について還付を受けているが^(注)、中国紡織品進出商会によれば、中国政府は輸出時の還付率を従来の13%から11%へと引き下げることが検討している模様である。これは、①供給過剰状況の解消（参入業者に収益低下圧力をかけることで弱小業者の淘汰を促す）、②海外からのダンピング批判の解消（参入業者に収益低下圧力をかけることで収益維持に向けた価格引き上げを行うよう促す）が主目的といわれている。先行きは不透明ながら、9月に還付率が引き下げられるとの見方もあり、これが実現した場合には各社の利益をさらに押し下げる要因となり得る。

(注)増値税とは、日本の消費税に相当する付加価値税のことで、最終消費者が負担する（税率は一般的に17%）。

輸出企業の場合、販売先から売上増値税分を受領できないため、原材料等の仕入時に一旦支払った仕入増値税は税当局から還付される。このため、国内販売企業と同様、増値税負担が発生しないのが原則。

5. 増加コストの吸収に向けた各社の取り組み

かかる状況下、中国・香港アパレルメーカーでは如何にして増加するコストを吸収するかが課題となっており、具体的に以下のような取り組みを進める動きがみられる。



(1) 米国・EU 向けの輸出拡大に向けた取り組み

第1に、繊維貿易協定のなかでも米国・EU 向けの輸出を拡大するために、生産拠点を中国以外にシフトする動きである。

まず、主要生産工程を香港やマカオに移し、原産地表示を「made in Hong Kong (Macau)」にすることで、繊維貿易協定の網を潜り抜け、米国・EU 向け輸出の拡大を図る動きがみられる。むろん、こうした対応を採ると、人件費や輸送費、新設する工場設備の減価償却費など生産コストの上昇が避けられないため、Polo Ralph Lauren や Liz Claiborne 等の高級ブランドに OEM 供給している Luen Thai 社など、価格よりも品質が重視される高級品を手掛けるメーカーが中心となっている模様である。

一方、普及品を中心に手掛けるアパレルメーカーでは、カンボジアやスリランカ、バングラディシュなど、中国よりも人件費水準が低く、繊維貿易協定の網にもかからない国に生産設備を移転・新設する動きがみられる。たとえば Ningbo Shenzhou Knitwear Group が 34 百万米ドルを投じてカンボジアに新規工場を立ち上げると発表したほか、Wing Tai Garment Industrial Holdings 社が中国のみに生産を集中させず、香港、カンボジア、マレーシア、スリランカでの分業体制を構築する旨を表明している。

(2) 米国・EU 以外の国向けの輸出拡大に向けた取り組み

第2に、日本や韓国、カナダなど、市場規模が大きく輸出規制がない、もしくは緩い国への輸出拡大に注力する動きである。

ただし、既述の通り、これらの国はすでに市場が成熟しているために需要拡大に多くを期待できず、既存のアパレルメーカー間の競争も相当に激しいのが実情である。こうしたなかで後発・新規参入の中国・香港のアパレルメーカーがシェアを高めるには、価格はもとより品質やデザイン面でも既存アパレルメーカーとの差異化を図る必要があると思われる。それには、これらマーケットですでに相応の実績を有する有力業者と連携することが有効な策になりそうで、実際、Polo Ralph Lauren や Tommy Hilfiger 向け OEM 供給などで定評のある Youngor Group が、高品質の製品を提供するためにイタリアと日本の企業と合弁会社を設立するといった動きがみられている。

×

×

×

このように、2005 年には繊維製品の輸入数量規制撤廃を契機に輸出を急拡大させた中国・香港のアパレルメーカーであるが、足元の業界環境は必ずしも楽観できない状況になりつつある。こうした変化に対し適切に対処できるかどうかで、この先、各社の業績にも大きな格差が生じそうである。

以上

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在

住所：8F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

TEL:852-2249-3030 FAX:852-2521-8541



人民元制度改革一周年と更に強まった金融引締

三菱東京UFJ銀行 上海支店
為替資金課長 石田 真佐人

人民元対米ドル為替相場 by Reuters



1. 人民元為替制度改革一周年、一年間を振り返って

2005年7月21日午後七時の人民元制度改革から一年が経過した。

一周年目の節目に際し、様々な金融機関・シンクタンク等が、解説資料を作成しており、新味に欠ける内容であろうことから、人民元為替市場に従事する立場からの見方を触れるのみに留めておきたい。

過去一年間の人民元為替相場市場

(1) 中央銀行直接コントロール期(7/21~2005年末):

OTC市場解禁までの間、従来の競価市場(銀行間為替売買を認めず、外貨交易中心/銀行間のみの市場)のみによる為替相場形成が行われた。人民銀行は、外貨交易中心に対し、直接流動性を供給し続けており、通貨当局自らによる相場形成が継続された。人民元為替制度改革前と異なり、この時期中央銀行は日中の為替変動を完全にコントロールしたわけではないが、ごくわずかの相場変動を許容していたに過ぎない。

またこの時期、市場全体に極めて大きな影響を与える中央銀行公表相場は、外貨交易中心の収盤価(最終五取引の平均値)とされていたことから、市場の引け間際にかけて不自然な相



場変動が散見された。翌営業日の公表相場誘導を狙った通貨当局の強引な介入、NDF Fixing Rate 操作を目的とした一部商業銀行の為替操作等が、不自然な値動きの背景にあったものと考えている。

(2) OTC 市場安定稼働見極め期(1/4～春節) :

1月4日、OTC 市場が解禁され、併せ OTC 市場における流動性供給を担うマーケットメーカー制度が解禁された(三菱東京 UFJ 銀行は、邦銀唯一のマーケットメーカー行として認定された)。

動意に欠く市場、情報の偏在、不透明な値動き等、マーケットメーカー行が午前9時30分から午後5時30分まで売値買値をクオートし続けることの難易度は、極めて高いものであったが、通貨当局の強い指導の下、マーケットメーカー行は取扱高を伸ばし、結果新市場稼働後一ヶ月間で OTC 市場規模が急拡大、直近の人民銀行作成の公式文書「貨幣政策執行報告書」によれば、為替市場全体に占める OTC 市場のシェアは9割を超えるに至っている。

OTC 市場稼働後少なくとも春節休暇迄の間、通貨当局は引き続き日中を含め市場動向を注視し、必要に応じ調整を継続していたと考える。

尚、市場の攪乱要因となり得た中央銀行公表相場の算出方法は、市場の収盤価(最終五取引の平均値)から、毎営業日午前9時、マーケットメーカー各行が報告する人民元相場を基に、午前9時15分に当局が公表相場を市場に対し発表する形式に変更された。この結果、前営業日の為替市場と当日の為替市場の連続性が切られたこととなり、前営業日比±0.3%を超えた人民元相場の変動が可能となった。

(3) Market Maker 主導期(春節～) :

OTC 市場の安定稼働確認後、人民元為替市場で違和感がある値動きを眼にすることは殆ど無くなった。現在でも日中急速な変動を目にすることがあるが、その太宗は、マーケットメーカー行間の活発な応酬の結果である。通貨当局は一級商制度(為替介入行制度)を明文化し、商業銀行への間接介入を行っているが、相場を反転させる等、力づくの相場誘導は回避していると思われる。

現在通貨当局は、為替市場における人民元高抑制の役割を商業銀行に委ねていると見ている。マーケットメーカー行と一般行間の差異を統一する目的で実施された為替ポジションルール変更は、全ての銀行に人民元売ポジションを義務付け、結果現在では、人民元為替市場参加者全てが、金利差以上の人民元高を望まない状況を作り出している。人民元高期待が強い中、通貨当局自らが介入によって相場水準を調整せずとも、商業銀行に相場調整機能を担わせる仕組みが完成したといえる。

現在通貨当局は、外圧を意識してか、市場介入による人民元相場の直接的な調整行為を回避し、9時30分の中央銀行公表相場の水準を調整することにより、市場に対しその意図を伝えていると考える。

現在マーケットメーカー行は、各行で独自の通貨バスケットモデル考案し、リアルタイムの人民元為替 Index を計算、午前9時の報告用相場算出の基礎値として利用している。春節以降の中央銀行公表相場は、人民元為替 Index と近接した水準が続く時期と、相関関係が全く感じられない時期とが交互に繰り返している。当方は、相関関係を見出せない時期、通貨当局は相場調整の意図を市場に対し発信している、相関関係が明確な時期、通貨当局は市場動向を追認、ニュートラルなスタンスを維持していると考えている。



(4) 今後の人民元為替相場

この一年間、人民元為替相場の変動は極めて限定的であったが、背景には、昨年の制度改革時点で、長年の固定相場に慣れ親しんだ企業・金融機関は、変動化への備えが未済であったことがある。但し、以下の通り、必要な改革はこの一年間で大きく進んでおり、今後はより柔軟な為替相場変動が期待され、また日々変動しつつも、長期的にはなだらかな但し現状以上に早い速度での人民元高進行を予想する。

尚、人民元先物為替予約、人民元為替スワップに継ぐ、通貨オプション等の新商品の解禁迄にはかなりの時間が必要となると考える。

人民元為替予約、人民元為替スワップ共に、未だ十分に普及しているとは言えない、市場が消化できていない状況にあり、当局は実需確認ルールの明確化・簡素化・見直しを行い、両商品の普及を更なる新商品の解禁に優先するのではないかと考える。

一年間に進んだ制度改革

- ・ 商業銀行為替取扱方法見直(一日多価、市場連動、TT幅変更等)
- ・ 銀行間・対顧客人民元先物為替予約解禁
- ・ 銀行間・対顧客人民元為替スワップ解禁
- ・ マーケットメーカー制度、プライマリーディーラー制度導入
- ・ OTC市場稼働
- ・ 非銀行金融機関、一般事業法人の銀行間為替市場参入解禁
- ・ 商業銀行為替ポジション規制の改革
- ・ 新会計準則施行による国際会計基準の導入(ヘッジ商品の時価評価、ヘッジ会計等)
- ・ 人民元対英ポンド取引解禁(8月解禁)

2. 一段と強化された金融引締

7月、二ヶ月連続の預金準備率操作が発表された。

市場の予想を超えた早期追加措置であったことから、翌営業日以降、人民元資金市場、債券市場は大きく反応、急速な金利上昇となった(銀行間手形市場利回推移表御参照)。

第二四半期以降、貸出基準金利引き上げ、二度の懲罰的中央銀行債券発行、公開市場操作強化、商業銀行への窓口規制強化、二度の預金準備率操作等、様々な金融引き締め手段を組み合わせ、また不動産業者への規制強化、高価格不動産物件への課税強化等、行政的手段をも組み合わせ、固定資産投資抑制に向け注力している。

安定した高成長が続き、物価が安定する中の引き締めであり、消費の拡大を維持しつつ、投資のみを抑制することが求められている。

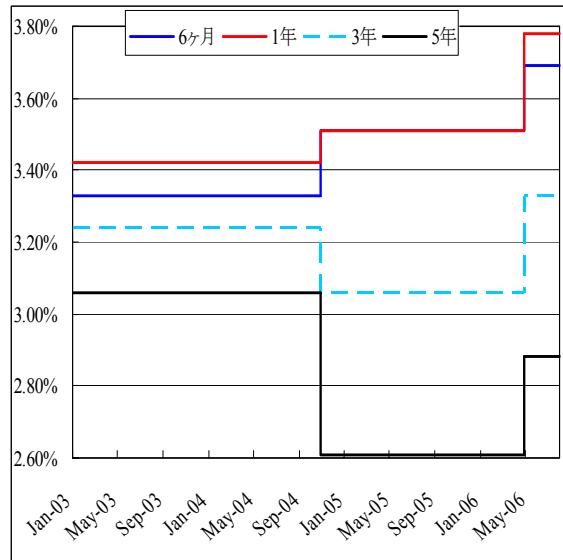
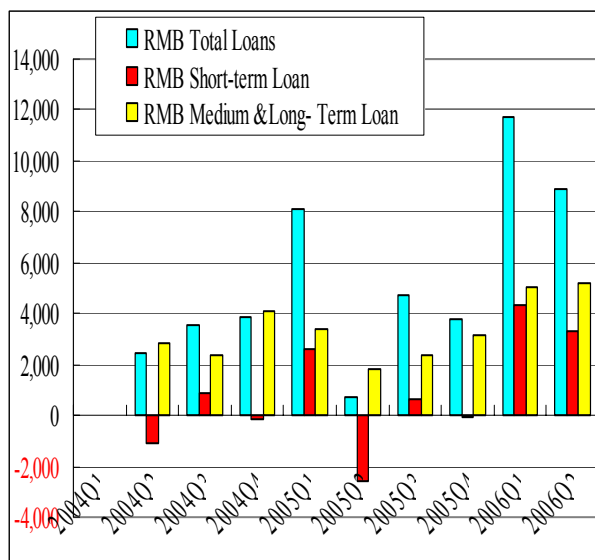
間接金融が未発達な中、投資抑制を資金面で支える銀行貸出の伸びを抑制することが、極めて重要であるが、これまでの所、銀行貸出数値から、金融引締の効果は読み取れない。

むしろ4月末の貸出金利のみの利上げにより、貸出の収益性が向上、商業銀行を融資強化へと向かわせたと見るべきであろう。



左図:四半期毎の商業銀行人民币融資増減表

右図:期間別中央銀行基準預貸金利差推移表



一部外銀を除き、全ての大手商業銀行がマネーポジションにあり、金融機関間で資金需給を融通する資金市場の流動性が乏しく、また中央銀行の超過準備金が数%に達する人民币資金市場の特性を認識すれば、公開市場操作や預金準備率操作を通じ、資金市場の流動性吸収のみにより、融資抑制効果を目指すのは困難であろう。

行政的手段に拠らない金融引き締めによる投資抑制には、やはり窓口指導強化と早期の長期金利上げ、長期金利預貸金利差の圧縮(長期貸出金利上幅を上回る長期預金金利上げ)が必要となろう。

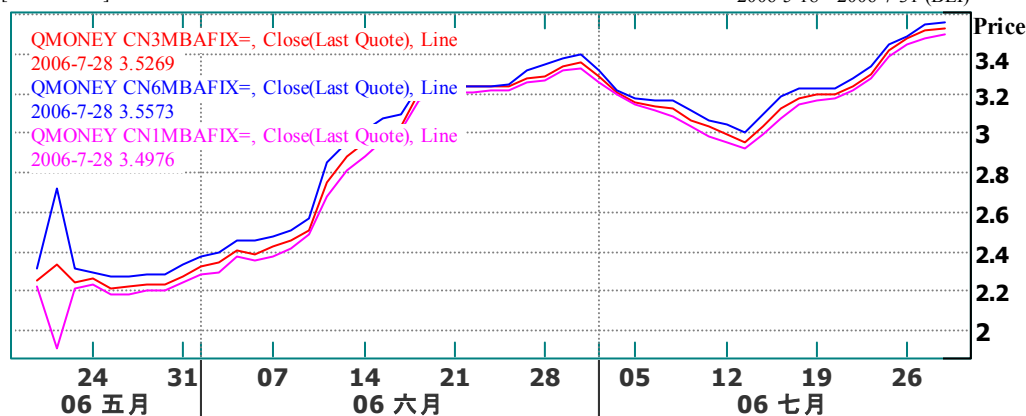
また規制金利緩和の第一歩として期待される、長期大口定期預金の金利自由化(現在保険会社にのみ認められている5年超且つ30百万元以上の自由金利型定期預金の一般事業法人解禁)、貸出基準金利制度の簡素化(半年以内、一年以内、三年以内、五年以内、五年超、現状五段階に設定されている基準金利の簡素化)が、追加利上げと共に、早期に実施される可能性もあるのではないかと。

銀行間手形市場 by Reuters

Daily MONEY CN3MBAFIX= [Line], MONEY CN6MBAFIX= [Line], MONEY CN1MBAF

[Professional]

2006-5-18 - 2006-7-31 (BEI)





投資：華南地区における来料加工(廠)から進料加工(有限公司)への変更について②

三菱日联咨询(上海)有限公司
投資部マネージャー 王婷

前回は来料加工(廠)から進料加工(有限公司)へ変更する際に発生する大きな問題点について簡単に述べましたが、今回は、その具体的な事例と問題点についてご紹介させていただきます。

1. 土地所有権及び工場建屋所有権の登記問題

中国では、土地使用目的を農地から工業用地に転用する場合、県級以上の人民政府の審査、批准、承認が必要となります。また、関連手続き後、税金等の諸費用を納付して、初めて工業用地に転用され、その土地所有権の転売ができることになっています。

当初来料加工廠を設立した時に、鎮、村との譲渡(売買)契約に基づき「購入」した土地所有権、工場建屋の所有権について、実際は使用権移転手続きや建屋の登記手続きがなされていないことから、来料加工(廠)から進料加工(有限公司)へ変更する際に様々な問題が発生していることがよく見受けられます。

<事例>

96年広東省に設立されたA来料加工廠は、当時外国の投資者であるB社が自社名義(香港IPO名義)で、〇〇鎮の土地管理委員会(以下管理委員会と称する)と「(工場所在地)土地所有権の有償譲渡契約書」を締結した。

契約書に基づき、管理委員会よりその土地をB社に譲渡した後、管理委員会が責任を負って、該当地の土地所有権権利証書(以下土地所有証と称する)を取得申請することとなっていた。

しかし、実際には長期に渡って、管理委員会は土地所有証を取得できていなかった。

その後、B社内で会計監査を行った際に、会計士事務所から「中国で購入した土地の土地所有証」の提出を要求されたことから、管理委員会と交渉したのち、土地所有証を入手した。

土地所有証上に記載されている土地所有権利者はB社の名義になっていないことについて、再度会計士事務所より指摘された。管理委員会に確認したところ、「中国の土地は国の資産であることから、土地所有権を譲渡したとしても、土地所有書上の名義変更は不可である。土地の有償譲渡契約書さえ締結すれば、法律上問題がない。」という回答を受けた。

B社は、A来料加工廠を進料加工企業へ変更することを計画しており、当初譲渡された土地を現物出資として、進料加工企業の資本金に算入することを考えている。

新規進料加工企業設立する前に、現物出資についていろいろな調査を行ったところ、土地所有権について下記の問題点が発覚した。

- ① 土地所有書上の使用権利者はB社の名義となっていなければ、B社の資産として認められない。
- ② 工場所在地の土地は工業用地ではなく、農地であることから、土地所有書上の名義変更が不可となっている。

即ち、【中華人民共和国土地管理法(2004年修正)】に基づき、最初から管理区はその土地をB社へ譲渡する権利を有していない。

土地の有償譲渡契約書に基づき、表面上工場所在地の土地の使用権はB社に移転したが、法律上その譲渡行為は無効なものである。

当然ながら、B社がその土地の使用権を新規会社の現物出資として利用できない。

当局が農地から工業用地への変更手続きを行った後、初めて名義変更関連手続きを行うことができます。実務上鎮や当局との交渉が必要となり、今回は交渉と手続きに相当な時間が



かかってしまいました。自社の土地所有権及び工場建屋所有権の登記について再度確認されることをお勧めします。

2. 生産設備の問題

来料加工廠が設立当初、無償で輸入した設備の所有権について、鎮、村の企業(発展公司)または輸出入公司との「来料加工協議書」上において、協議書上の文章表現が曖昧であったことにより、契約時の関連法規が明文化されていないことから、来料加工廠の投資者である日本の企業(多くは香港に IPO を設立)と来料加工事業パートナーである中国の企業(地場の発展公司等)とでは、無償設備の所有権に関する解釈が異なっており、日本の投資者が来料加工廠の無償設備を進料加工企業へ現物出資する際に、様々な問題が発生しています。

<事例>

A社は進料加工企業へ変更することを計画しており、来料加工廠Aに貸与した無償設備を資本金の一部として出資しようとしたところ、無償貸与設備の帰属権問題から資本金組入れに問題が発生し、進料加工企業への変更手続きに支障をきたしている。

98年以前に設立された来料加工廠の場合、事業パートナーである鎮の地場の発展公司与締結した「来料加工協議書」において、無償貸与設備の所有権について、不明確な表現が多く見られることから問題が発生している。

【契約書例抜粋】

甲方：前述の中国側の事業パートナーである発展公司

乙方：外国企業

(日本語)

「借用設備」は乙方に属するものとし、「不作価設備」は甲方工場に属するものとする。

(中国語)

借用设备产权属乙方，不作价设备产权属甲方工厂。

※ 98年以前、税関の判断で、設備の価値により、「借用設備」と「不作価設備」を分けている。表現上に相違があるが、実際はいずれも無償設備である。

90年代の中国では、加工貿易のビジネスモデルが始まったばかりであったことや、関連法律法規の不整備等の要因で、上記のような様々な問題が発生しています。

今後、来料加工廠から進料加工(有限公司)へ移行をご検討の企業におかれましては、十分な調査と確認を行われ移行の準備をされることをお勧め申し上げます。

【お詫び】

中国月報第6号のMURC(上海)の冒頭文章中

輸出入額：14,221億US\$(28%増)とございますが、正しくは(23%増)でございます。

この場をお借りいたしましてお詫びと訂正をさせていただきます。

(執筆者のご連絡とメッセージ)

三菱日联咨询(上海)有限公司

上海市浦东新区陸家嘴環路1233号 匯亜大厦2301室

電話：021-5888-3590 FAX：021-5047-2180

URL：<http://www.murcs.com.cn> (弊社HPにおいて加工貿易の無料相談コーナーを開設いたしております。ご登録は無料ですのでご利用ください。)

※U F J 綜研(上海)有限公司は、2006年6月26日より社名が変更となりました。



法律：保証期間に注意！

リチャード法律事務所
魏 旻

中国は日本と異なり、保証期間について特別な定めを置いているから注意が必要だ。

日本の場合、保証債務は時効による消滅及び包括根保証、身元保証を除いて期間による制限を受けないのが原則である。

しかし、中国の場合、保証人を厚く保護するという意図なのか、保証期間について保証人と債権者の約定が無かった場合、保証期間は、主たる債務の履行期日から6ヶ月とされ(担保法第25条第1項(一般保証)、第26条第1項(連帯保証))、当該期間内に債権者が保証人に対して責任を追及しなかった場合、保証人はその責任を免れるとしている。

これまで弊所で見えてきたクライアントの作成している保証契約を見ていると、保証期間の定めがない場合が多い。日本の場合は、保証債務は基本的に主たる債務に付従するものであるから、主たる債務の時効(一般民事債権10年、一般商事債権5年)をまめに中断しておけば、保証契約において保証期間を特別に定めておかなくてもそれほど大きな問題はない。

だが、上述の通り、中国においては、保証期間を約定しておかないと保証期間が6ヶ月という極めて短い期間となり、これを過ぎると、保証人に責任を追及することができなくなり、苦勞して保証人をつけた意味がなくなってしまう。

したがって、中国法を適用して、保証契約を締結する場合には、しっかりと保証期間を約定しておくことが重要である。

それでは、保証期間をどれくらいに設定しておくべきか？担保法には、日本の包括根保証、身元保証のような保証期間の最長について制限がない。だとすれば、中国の消滅時効は一般に二年だから、保証期間は少なくとも主たる債務の履行期日到来から少なくとも二年はあった方がいいだろう。当該保証期間は時効と異なり中断がないので、もし、保証人に対する責任追及が遅れる可能性があるのであれば、五年くらいにしておけばよいと思われる。もちろん、保証債務と主たる債務の時効をまめに中断していけば、保証期間を十年以上とすることも理論的には可能である。

保証契約において保証期間を約定しなかったために、保証人に対して期限切れで責任追及できなくなるようぜひ注意して頂きたい。

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

リチャード法律事務所(上海市小耘律師事務所) 上海本部

(連絡先)住所: 上海市延安東路100号聯誼大厦18楼

TEL: 86-21-6323-6200 FAX: 86-21-6321-8890

E-mail: takai@rwlawyers.com ホームページ: <http://www.rwlawyers.com>

拠点: 上海、北京、天津、ニューヨーク

毎週月曜日に弊所では法務エッセイを無料で配信しております。御興味のある方は、以下のアドレスまでに会社名、氏名、電話番号、メールアドレスをご連絡の上、以下のアドレスまで御申込頂きます様お願い致します。saika@rwlawyers.com



税務会計：中国の会計・税務

プライスウォーターハウスクーパース中国

会計、経営管理、税務、M&Aについて、日頃日系企業の皆様からご質問を受ける内容の内、実用的なものについて、Q&A形式で解説致します。

◆会計 (担当：齊藤勝彦)

Question

固定資産の減価償却計算に関して、中国企業会計制度上どのように規定されているのでしょうか？当社は新工場を建設中ですが、考慮すべきポイントを教えてください。

Answer

まずは固定資産の定義ですが、耐用年数が1年を超える建物・構築物、機器・機械、運送車両及びその他生産経営に関連する設備、工具・器具等を指します。なお、生産経営の主要設備に属さない物品で、単価が2000元超で、且つ耐用年数が2年を超えるものについても、固定資産に含める必要があります(企業会計制度、固定資産第25条)。この定義に従い固定資産として計上すべきものを明確にした後、減価償却計算の基礎となる①取得原価の確定、②見積耐用年数・見積残存価値及び③償却計算の開始時点を決める必要があります(企業会計制度、第27条～37条)。

①取得原価には、新工場が予定の使用可能状態に到達するまでに発生した全ての支出を含みます。すなわち、工場建物の建設代金、機械設備の購入代価、据付原価、関連税金、輸送及び保険等の関連費用を意味します。取得原価はその後の減価償却費計算に継続的に影響を及ぼしますので、正確且つ網羅的に確定することは重要なポイントとなります。

②見積耐用年数は、個々の固定資産の経済的実態に合わせて実質的に決定する必要があります。また、見積残存価値についても、固定資産の性質を十分に吟味し、見積耐用年数到来時点で予測される実質的な処分価値(純額)により決定する必要があります。なお、税務上の取り扱いから、固定資産項目(建物、生産設備、工具器具等)の別に一律の耐用年数を使用する、又、残存価値は一律に10%で決定する事例が多く見受けられます。当該ケースであっても、少なくとも実態との比較で重要な不整合が生じていないか、慎重な吟味を行う必要があります。

③新工場の建物、機械設備等が、予定の使用可能状態に到達した時点で固定資産として計上(建設仮勘定から固定資産への振り替えを実施)いたします。減価償却計算は原則として月毎に実施する必要があり、固定資産計上した翌月から償却計算を開始することに留意が必要です。

なお、日本では固定資産への計上時点、すなわち減価償却計算の開始時点は、「事業の用に供した時点」とされています。そのため、中国のほうがタイミングが早いケースもあり得ることは注意が必要です。

なお、減価償却計算の方法としては個別の要素に鑑みて、定額法、作業量法、年数総和法、倍額通減法等、合理的な方法を決定することが出来ます。しかしながら、税法上は原則として定額法とされている関係で、会計上も定額法を採用するケースが一般的です。

最後に、減価償却計算の方法、及び上述の見積耐用年数・見積残存価値は、一旦確定した後はみだりに変更することは認められません。仮に企業環境の変化等でやむを得ない事情により変更する必要がある場合、厳密な社内承認プロセス、関係機関への各種届け出、及び財務諸表注記としての開示が必要となる点は留意が必要です(企業会計制度、第36条)。



◆税務 (担当：堀越大三郎)

Question

最近の中国における個人所得税課税体制強化の動きについて教えてください。

Answer

昨年末に公布された規定によると、下記の状況のいずれか1つに該当する納税義務者は、規定に基づいて所轄税務機関に納税申告を行わなければなりません。

- 年間所得額 12 万元以上
- 中国国内の 2ヶ所以上から賃金・給与を取得
- 中国国外から所得を取得
- 納税すべき所得を取得しているが、源泉徴収義務者がいない
- 国務院が規定するその他の状況

上記のうち、年間所得 12 万元以上の納税義務者は、納税年度終了後 3ヶ月以内に所轄税務機関に年間所得の全て（給与所得以外の収入を含む）を申告すると規定されています。それに伴い、高額所得者は年度申告する際に必ずこの“非給与所得”も申告しなければなりません。しかし、雇用者にとって、源泉徴収義務者として代理納税する義務があるといっても、“非給与所得”を把握することは実務的には困難な場合も考えられるため、注意が必要です。

今年 1 月には、外国籍納税者の個人所得税徴収管理業務を強化するため、国家税務総局より外国籍納税者の個人情報管理実施を求める通達が公布されました。これによれば、各所轄税務局は企業を単位として外国籍個人管理資料を作成し、1人1ファイルによる管理を実施することになります。記録される情報は、中国国内での就業状況・職務の期間、中国国内住所、出入国日、給与手当の明細等です。また、これらの内容に変化があれば随時更新するものとされています。

この“1人1ファイル”通達は、個人の中国居住期間に応じた課税対象所得の管理強化を求めています。個人情報ファイルには納税者の出入国の時期及び中国居住期間が明記されるため、その記録から税務機関は外国籍個人の中国居住期間を把握しやすくなります。例えば、中国居住期間が 5 年以上となる納税者については全世界所得に中国の個人所得税が課税されるという規定が従来からありますが、こういった規定の確実な運用がなされやすくなるといえます。

新たな申告義務は今年 1 月 1 日より有効になっています。国家税務総局は 2006 年下半年から各税務局における実施状況を審査する予定です。現在、上海のように各税務局が上述の規定を実行し始めている地域もあれば、北京及び広州のようにまだ実施細則の検討を行っている地域もあります。

Question

恒久的施設認定と個人所得税課税に関する最近の動きを教えてください。

Answer

今年 3 月、国家税務総局は「租税条約における恒久的施設認定に関する問題に関わる通知」(国税発[2006]35 号)を公布し、租税条約における恒久的施設認定の基準の 1 つである「準備的又は補助的な活動」について以下の判定原則を規定しました。

1. 固定的施設又は場所が、本社（総機構）へのサービス提供のみを目的としたものか、又は第三者との業務取引があるか
2. 固定的施設又は場所の業務の性質が、本社の業務の性質と一致しているか
3. 固定的施設又は場所の業務活動が、本社の業務の重要な部分を占めているか



固定施設又は場所が本社にサービス提供するだけでなく、第三者との業務取引もある場合、もしくは、固定施設又は場所の業務の性質が本社の業務の性質と一致しており、かつその業務が本社の業務の重要構成部分である場合には、その固定施設又は場所が行う活動は、準備的又は補助的であるとは認められないため、恒久的施設と認定されることになります。

これに加え、この通知は恒久的施設に勤務し、賃金・給与を取得する外国籍個人は租税条約の給与所得条項及び関連する中国国内税法の規定に基づいて個人所得税を計算・徴収することについても確認的に規定しました。

従来からの規定である「中国国内に住所を有さない個人が取得する賃金・給与所得に対する納税義務問題に関わる通知」(国税発[1994]148号)は、見なし利益率の方法で納税申告する恒久的施設の下で働く外国籍人員の中国滞在期間の給与は恒久的施設が負担するものとみなし、個人所得税を納付するものと規定しています。しかし、この規定が実行されていない地域もあります。今回の規定は、恒久的施設の下で勤務する外国籍人員の個人所得税の徴収管理問題を再度強調したものとと言えます。また、恒久的施設の構成を認定された外国企業は、対象外国籍人員の個人所得税計算・納税のために、それら人員の出入国データを調査・記録するという事務負担にも注意する必要があります。

◆M&A (担当：小黒健三)

Question

日本の環境と比較した場合の、中国でM&Aの財務調査を行う場合の注意点を簡単に要約してください。(1-5月号の要約)

Answer

中国で調査を行う際の注意点は何か？ 各号で述べてきた骨子をまとめてみます。

- 中国の調査では、大きなリスクが検出される傾向にあります。制度やマーケットの不透明性に加え、内部統制や財務・税務上の検出リスクも日本に比べ格段に大きくなります。投資家としては、相応するリターンを期待するのが当然で、日本と同程度のリスクとリターンを想定するのはむしろ不自然です。調査計画に当たっても、リスクは高いが高いリターンを得られる可能性がある環境、という想定が不可欠だと思います。(5月号)
- 中国の買収調査では、相手会社が調査に非協力的なケースが多く、入手資料の質も相対的に低いことを覚悟する必要があります。意思決定に最低限必要な情報を検討するとともに、相手にこちらの本気度を伝え、交渉相手との駆け引き、信頼関係の醸成を通じて調査への協力を促す努力が必要だと思います。日本の調査に比べて、時間的な余裕を持つ必要もあるでしょう。(1-2月号)
- 案件主体が国有企業か、民間企業かによっても交渉や調査方法が異なります。特に国有企業の絡む案件では、プロセスが不透明な法定評価制度等が関連するので、アドバイザー起用も含め、特にアプローチの工夫が必要です。(2、3月号)
- リスクやストレスの強さ、状況が不透明な環境から、日本でM&A経験がある担当者でも、中国では過度の臆病心が出てしまう場面が見られます。臆病心は中方にすぐに伝わり、それは交渉を難航させ、不利な状況を作り出すのが常です。高いリスクがあることは念頭に入れた上で、よい案件であれば実行するという覚悟と、リスク対応へのバランス感覚を保持する必要があります。調査はその検討のためにあると考えるべきでしょう。(4月号)



投資というものの本質や事前調査の目的が場所によって異なることはないでしょう。しかし、中国では調査への協力度、規制や情報の質、交渉ストレスを考えると、日本比べて格段に投資リスクは高く、相当の覚悟と忍耐がない限り、案件を成立させにくい環境にあると言えます。調査や交渉が大過なく終わることはまずなく、幾多の障害をくぐり抜けて結果を生み出すには、リターンやリスクに対する分析的理性に加え、本気度、大胆さといった心理面やプレゼンスが大きく作用すると言わざるを得ません。日本企業にとっての中国での投資調査の注意点を一つだけ挙げるとしたら、まずそういった中国の投資環境を明確に意識することにあると思います。

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

プライスウォーターハウスクーパース中国
中国日系業務担当パートナー 齊藤剛
中国上海市湖滨路 202 号普華永道中心 11 楼
Tel : 86+21-61238888
Fax : 86+21-61238800

中央青山監査法人
国際本部中国ビジネスグループ統括リーダー
担当パートナー 高月重弘
日本東京都千代田区霞が関 3-2-5
霞が関ビル 32 階
Tel : 81+3-55322503 Fax : 81+3-55322504



人事：中国の社会保険について

パソナグループ・パソナ上海
シニアマネージャー 松村 扶美

中国の社会保険、福利制度は、国営企業の名残を残しながらも、改革開放後、外資系企業の導入と共に新しい法規を制定しながら整備が進められてきました。但し、中国では地域による経済発展レベルや生活水準の格差が大きく、民族構成等も異なるなど、全国一律の制度を一時期に普及させることが現実的でないため、各地域の実情を尊重し、地域によって異なる基数や料率が認められています。この社会保険制度の格差は、総人件費に反映されるだけでなく、戸籍や保険加入資格に連動し、人材の採用、定着、流動にも影響を与えるため、企業が投資環境を検討する際に、この条例に基づく社会保険制度の内容は、年金保険、医療保険（日本の健康保険に相当）、死亡保険、出産・生育保険、労災保険、および家族保険などから構成されており、各企業から保険掛け金を徴収し、被保険者に保険金を給付していました。こうした社会保険は、すべての国民を対象とする制度ではなく、都市部の一定の条件を満たした企業の職員・労働者、国家公務員を対象とし、総人口の7割以上を占める農民は、対象から除外されていました。

1978年以降の改革開放で、外国投資企業の導入が始まると、従来の法規が国営企業での運用を前提としていたため、外国投資企業専用の法規が制定されました。但し、基本的には外国企業専用の法規に従いつつも、明確な規定がなされていない部分は、従来からの中国国営企業の運用方法に従うものとされていました。

1992年から社会保険の改革が始まり、各企業、特に、国営企業の負担額を軽減するために、「企業保険」から「社会保険」へ移行していきました。従来の「企業保険」は、財源はほとんど企業が負担していましたが、新制度では、財源を個人、企業、国の三者が負担するシステムに切り換えられました。この中で最も注目されるのは、個人負担制の導入です。これは、新制度の根本的な特徴であり、社会保険制度改革の重点でもあります。

また日本と違い、中国の社会保険制度の場合、地方政府が管理している点に注意する必要があります。運営において、各地方政府、開発区は投資企業や人材誘致のため、独自の運用を行っており、同一地域であっても、料率が異なる場合があります。一般に、経済的に発展した地域では、優遇された社会保険の内容になっており、今後は段階的に是正されていくものと予想されます。

尚、現在、外国籍人材に対しては社会保険加入が認められておらず、中国国籍者のみが対象になっています。

2 社会保険、福利制度の概要

1992年以降、中国には下記のような社会保険が存在します。地域によって、社会保険が全て付保されているのではなく、整備途上の地域もあります。

- ①健康保険／医療保険／生育保険
- ②年金保険
- ③労働者災害補償保険
- ④雇用保険／失業保険
- ⑤住宅積立金
- ⑥その他福利



【上海市の社会保険 / 2006年4月現在】

		自国民<上海市の場合>			外国人	
		個人負担%	企業負担%	合計%		
健康保険／医療保険	医療保険	2.00%	12.00%	14.00%		加入不可
	生育保険	0.00%	0.50%	0.50%		加入不可
年金保険	養老保険	8.00%	22.00%	30.00%		加入不可
労働者災害補償保険	工傷保険	0.00%	0.50%	0.50%		加入不可
雇用保険／失業保険	失業保険	1.00%	2.00%	3.00%		加入不可
住宅積立金	公積金	7.00%	7.00%	14.00%		加入不可

現在、個人の年金口座、医療保険口座の導入がなされています。

各地域の社会保険料の納付上限と下限、各保険の負担率は地域毎に異なっており、企業及び従業員は社会保険に必ず加入し、社会保険料を納付しなければなりません。

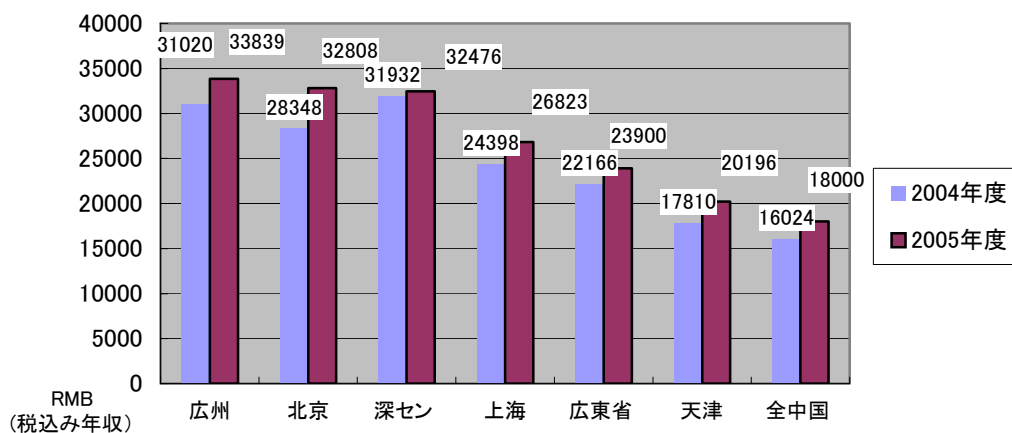
《納付基数》

現在の社会保険制度では、本人の税込み給与に対して保険項目ごとに一定の%で保険が付保されますが、保険の算出根拠となる給与水準には上限と下限が定められており、これを納付基数と呼びます。この上限を超える高額所得者の場合、社会保険は基数上限に比例した額が限度となり、下限を下回る給与所得者の場合は下限基数により算出した保険が付与されます。この納付基数は、毎年4月に前年の全市就業者平均給与をもとに決定されます。上海市の場合、2006年度は、上限が6,705RMB/月(2005年度の月額平均給与2,235RMBの3倍)、下限は1,341元(同平均給与の60%)と定められています。北京は平均給与が高いため、上限8,202、下限1,640元となっています。下記表1が主要都市の全就労者平均賃金です。地域ごとの格差が生じているのがわかります。

経済成長に伴い、就業者平均給与は毎年、上昇しており、企業の人件費コストも上昇していきます。表2が上海の推移ですが、平均10%前後で上昇していることがわかります。

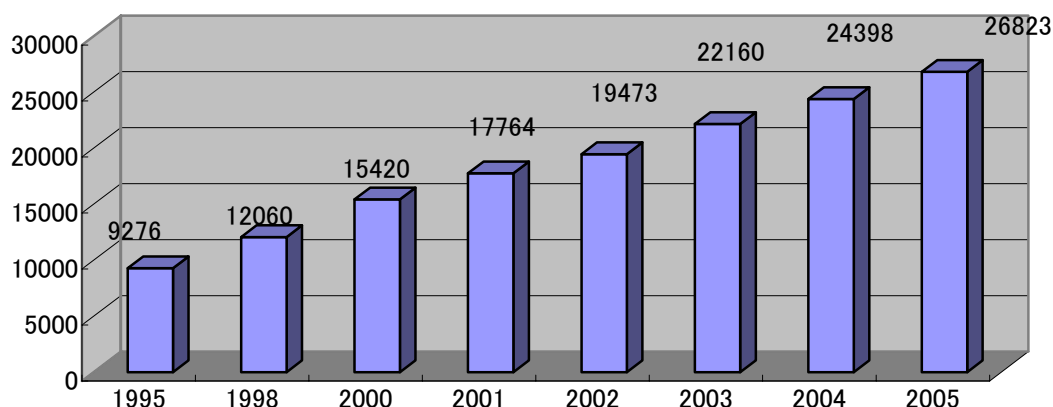
《料率》【表1 全就労者平均賃金(2004年/2005年)の推移】

(中国統計年鑑および労働社会保障局発表数値)





【表2 上海全従業員平均給与 (1995年～2005年)】



下記表3が各地域の社会保険の料率となっています。個人負担と企業負担の比率も地域によって異なります。

【表3 各地域の社会保険料率 2006年4月】

《料率》

下記表3が各地域の社会保険の料率となっています。個人負担と企業負担の比率も地域によって異なります。

	養老保険		医療保険		失業保険		工傷保険		生育保険		合計	
	企業	個人	企業	個人	企業	個人	企業	個人	企業	個人	企業計	個人計
都市												
北京	20	8	10	2+3元	1.5	0.5	0.2~3		0.8		32.5~35.3	10.5+3元
上海	22	8	12	2	2	1	0.5		0.5		37	11
南京	21	8	9	2+10元	2	1	0.5~1.2		0.8		33.3~34	11+10元
杭州	20	8	9	4元	2	1	0.5~1.2		0.6		32.1~32.8	9+4元
天津	20	8	10	2+5元	2	1	0.5~2		0.8		33.3~34.8	11+5元
瀋陽	19	8	8	2	2	1	0.5		0.6		30.1	11
成都	20	8	7.5	2	2	1	0.6~2		0.6		30.7~32.1	11
西安	20	8	7	2	2.5	1	1		0.6~1		31.1~31.5	11
済南	23	7	8	2	2	1	0.5		0.8		34.3	10
武漢	20	8	8	2	2	1	1~2				31~32	11
福州	18	8	8	2	2	1	0.5		0.7		29.2	11
広州	18	8	8+4.11元	2	2	1	0.4		0.8		29.2+4.11元	11
深セン	9	5	7	2	10.64元		0.5				16.5+10.64元	7
珠海	10	8	6	2	2	0~1	0.4~1.2		0.5		18.9~19.7	10~11



3. 各社会保険の内容

続いて、上海の社会保険制度を中心に主な社会保険の内容をご説明します。

① 年金保険 →中国語では「養老保険」

社会保険制度の改革として、1992年、政府は「国务院の労働者定年、退職に関する暫定弁法」、「国务院の統一した企業労働者基本養老保険制度に関する決定」など一連の統一文書を公布し、国家と企業、個人三者の共同負担を実施して、社会の統一企画と個人の口座が結びついた養老保険制度を確立しました。

従業員が在職中、給与から一定比率の額を拠出、企業もそれにあわせて拠出し、個人の年金口座には、職員・労働者の個人負担保険料、および雇主である企業側が負担する法定保険料を月ごとに積み立て方式で払込んで利殖します。従業員・労働者が定年退職するとき、自分の年金口座の積立金から毎月一定の金額が受給されます。

養老保険の納付：企業負担 20%、個人負担 8%

養老保険が享受できる条件：

- ① 国家が規定した退職年齢に達していること
- ② 企業と本人が規定どおりに養老保険料を納付していること
- ③ 連続勤続年数が規定の条件を満たしていること

養老保険の計算式：月あたり養老金＝個人養老保険預入額÷120

養老保険基金の使用と管理：養老保険の資金源は、企業と在職職員が納付する養老保険の利息料などで、養老保険基金が支出するに足りない場合は、地方政府が補填する。

② 医療保険制度

対象者は非農村戸籍社員です。都市在籍者は、計画経済の時代から様々な行政サービスを楽しんできました。98年に「都市職員・労働者の基本医療保険制度の整備に関する国务院決定」が公布され、それまでの公費医療、労働保険制度が廃止され、全国統一の制度がスタートしました。最低限の公的保障と自己責任の原則に基づき、社会統一徴収医療保険基金と個人口座（医療保険制度の中に設けられた個人別の専用口座）を結び付けた制度が導入されました。保険対象は、都市部のすべての企業の労働者及び公務員、非営利団体の職員及びそれぞれの退職者である。保険料については、事業主が総賃金の6%、個人が給料の2%をそれぞれ納付する。そのうち個人納入の全額と事業主納入の30%が個人口座へ繰り入れられようになっています。

医療費が発生した場合、まず、個人口座から支払いが行われ、口座の残額を超えた場合は、患者の個人負担となります。個人負担の額が年平均賃金の10%を超えた場合は、大部分が基金から支払われますが、個人も一部負担し、基金の最高支出額は、年平均賃金の4倍であり、それ以上は商業保険により解決されるものとされています。上海では2000年度に医療保険改革が実施され、使用者負担、個人負担がともに引き上げられ、一般診療費用の会社負担が廃止され、個人の社会保険にて負担されることとなりましたが、個人負担額が大きく、これに対応するため、法定医療保険以外に民営の保険を購入する企業が増加しています。

③ 労働災害保険 →中国語では「公傷保険」

労働災害保険制度は1951年に施行され、1952年に修正された「労働保険条例」に組み込まれて開始されてきました。従来の対象範囲は国有企業の労働者、党職員、それと公務員に限られていました。



改革開放政策以後、民間企業、外資系企業などで就労する労働者の増加とともに、就業場所も多様化したため、国務院は、1994年に[労働法]を公布して、広く労働政策の法的整備を進めました。同労働法第70条で、労災保険制度を社会保険制度の主要内容の一つであると明確に規定しています。

全国各地で実施している労働災害保険改革のもとで、中国政府労働行政管理部門は、1996年に「企業労働者労働災害保険試行弁法」を公布し、企業が賃金総額のおよそ0.5-3%を納付して、労働災害保険基金を設立し、労働者が経済補償と社会からサービスを受けられるようにしています。従業員の個人負担はなく正社員、および契約社員が対象です。上海では企業負担が0.5%です。事故発生率の高い工場や通退勤時の保障のため、民営保険を購入している企業もあります。

④ 出産、育児保険 →中国語では「生育保険」

生育保険は、育児支援対策として、女性従業員に対する出産有給休暇及び出産に係る医療保障を内容とした保険です。上海では2001年度より開始しました。対象は、上海市の社会保険に加入しており、計画出産に則り第一子を出産する人、市や省の批准を受け計画出産に則り第二子を出産する人計画出産に則っていたが流産した人、が対象になります。

ただし、この保険制度は都市企業等に就業する女性労働者を対象とするものであり、就業者の配偶者は対象になりません。

「生育保険」には2種類あります。

① 生育医療費手当て

② 生育生活手当て

現在、生育保険は企業負担のみです。「養老保険」の中から0.5%、「医療保険」の中から0.3%が、自動的に生育保険にまわされています（生育保険の率は計0.8%になります）。

⑤ 失業保険制度

正社員及び契約社員が対象です。失業保険では、企業が賃金総額の2%の保険掛け金を負担し、本人も自分の平均賃金の1%を負担しなければなりません。

失業救済金の給付標準について、各地方政府は、「現地最低賃金以下、最低生活水準以上」の間で救済金額を定めることができます。救済金を受給できる期間は、失業する前に保険掛け金を納付した累計年数によって異なります。

⑥ 住宅積立金

市場経済化とともに、国家による住宅提供制度は困難になったことに対応した持ち家政策の一環です。重要な法定福利制度として浸透しています。

住宅積立金は、会社及び従業員それぞれの負担で積み立てるものですが、会社負担分についてもその所有権は全て従業員に帰属します。また、住宅積立金は、住宅を購入し、建造し、再建し、若しくは大修理をするために用いられなければならない、従業員本人であっても他の目的に使用することはできません。そして、これらの目的のために使用するとき、従業員が定年退職するとき、海外に出国して定住するとき等、一定の場合にしか引き出すことはできません。

住宅積立金の管理は、住宅積立金管理センターという地方政府が設立する機関が行います。

毎月の積立額は、原則として従業員本人の前年度平均月給額に積立比率を乗じた額であり、この積立比率は一定の条件の下で地方ごとに規定することができますが、5%を下回ることはできません。



4. 結び

以上、考察してきましたように、中国の社会保険制度は、改革開放以後、大幅な改革を進めております。現在、中国では、労働契約法（草案）が公開されていますが、労働者保護の観点がより強い内容となっています。今後の社会保険制度も労働者保護の観点は強まるものと予測されます。

① 企業が、投資環境を検討する際には、見かけの手取給与だけでなく、社会保険を含む総人件費の把握、平均給与の上昇に比例する付与上限額の把握は必須条件となります。平均給与の上昇が著しい地域では、今後、企業の総人件費を圧迫しかねない状況にもなる可能性があります。

② 社会保険の地域格差=>全土での人事管理の難しさ、人材異動時の検討材料
次に中国では、地域による経済発展レベルや生活水準の格差が大きく、社会保険は全国一律ではなく、地域によって異なる基数や料率が導入されています。地域格差は、全土で展開をしていく企業にとって、人事管理の難しさとつながります。中国人スタッフが今後、地域を越えてジョブローテーションを実施する場合、会社の福利制度とあわせてどう対応していくのか、人材の定着、活用にも大きく影響していきます。

③ 社会保険制度の抱える問題、人口減少に向かう中、今後も保険制度変更の可能性あり、注目必要
現在、中国都市部では、高齢化社会、少子化が加速化しており、今後も社会保険制度は変更していく可能性があります。社会保険政策の動きについては今後もチェックしていく必要があります。

パソナ上海・広州開業のご案内

1997年よりパソナアジアグループの中国法人としてご愛顧頂いて参りましたパヒューマ上海はこの度、(株)パソナと合併会社を設立するに至りました。パヒューマ上海並びに広州支社の業務は新会社、パソナ上海、パソナ広州に移管致します。パソナグループ各社とのネットワークを更に強化し、日系企業の皆様へのサービスの向上に努めてまいり所存で御座います。

新会社社名：パソナ上海：保聖那人才服務（上海）有限公司

Pasona Human Resources (Shanghai) Co. Ltd.)

パソナ広州：保聖那人才服務（上海）有限公司 広州分公司

Pasona Human Resources (Shanghai) Co. Ltd. GuangZhou Branch.

*連絡先等は変更御座いません。引き続きご愛顧賜れますようお願い申し上げます。

【中国：パソナ上海】

上海市淮海中路 222 号力宝広場 910 室 〒200021

TEL：86-21-5382-8210 FAX：86-21-5382-8219

E-mail：pasona@pasona.com.cn

【中国：パソナ広州】

広州市天河北路 233 号中信広場写字楼 1416 室 〒510613

TEL：86-20-3891-1701 FAX：86-20-3891-1702

E-mail：jobgz@pasona.com.cn

【日本：パソナグローバル】

東京都千代田区大手町 2-1-1 大手町野村ビル 5F

TEL：03-6214-12571 FAX：03-5200-3077

E-mail：job@pasona-global.com ホームページ：www.pasona-global.com



貿易：注意を要する「代理輸出」規制に関する新規定

日中経済貿易センター
上海事務所首席代表 村岡健司

国家税務総局と商務部は、2006年2月13日付けで「対外貿易輸出経営秩序の更なる規範化と輸出貨物税額還付（免除）の徹底強化に関する通知」（国税函[2006]24号）を公布し、本年3月1日より施行している。（※本通知の日本語訳文は末尾に掲載）

本通知の主旨は、所謂「四自三不見（※説明は下記）」と言われる無秩序な輸出行為を禁止し、輸出税還付金を騙し取る行為を取り締まることを目的としたものだが、本通知の実施により、輸出入権の無い国内メーカーや保税區貿易会社が外貿会社に委託して輸出している「代理輸出業務」についても、今後何らかの規制が加えられるのではないかと懸念されている。

以下に、語句の解説、代理輸出の仕組みを解説し、本通知の内容を検証する。

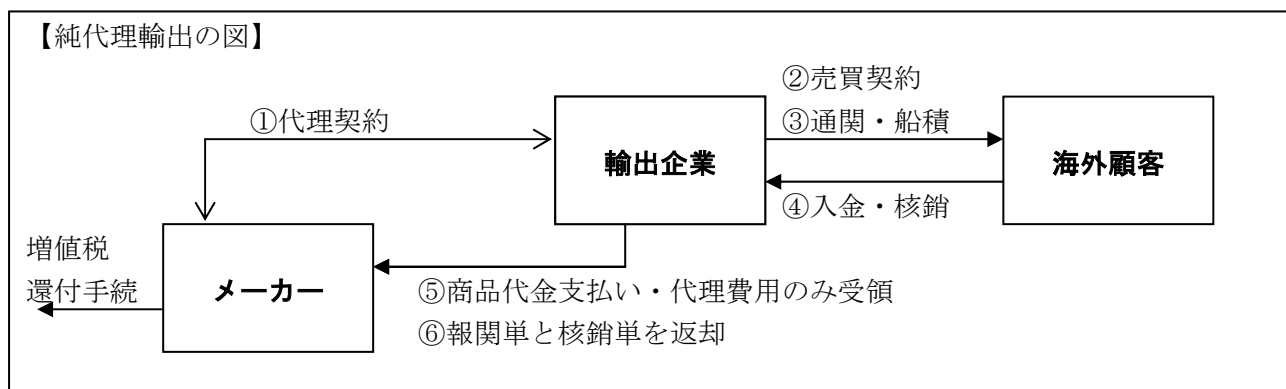
【語句の解説：「四自三不見」とは】

①販売先、②販売貨物、③販売伝票、④輸出通関手続を顧客（或いはブローカー）自らが手配し、輸出企業（外貿公司等）は①貨物、②サプライヤー、③海外顧客を見ない（確認しない）輸出取引を言う。即ち、輸出入権のない小規模のメーカーやブローカーに対して、輸出企業が自社の名義だけを貸して輸出し、代理費用（又はコミッション）を受け取る商行為のこと。

【代理輸出の仕組み：主な2パターン】

(1) 純代理輸出

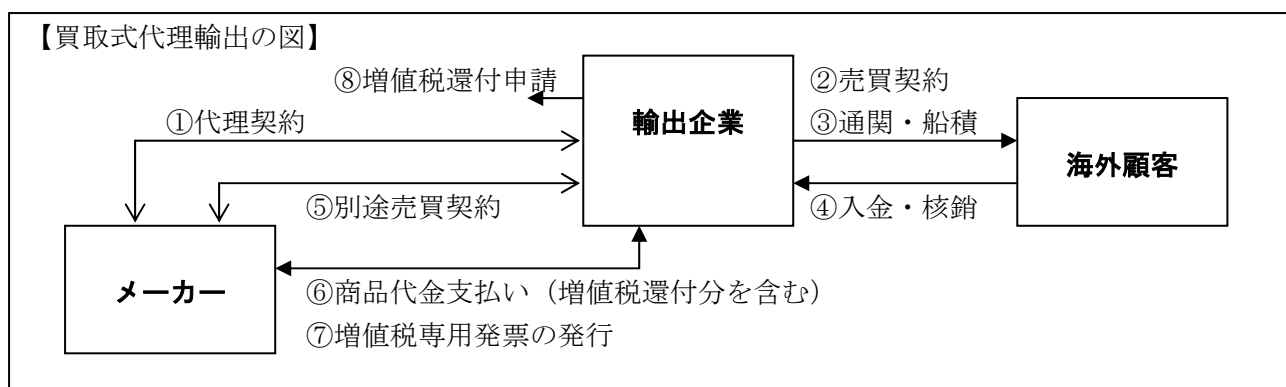
1991年8月に対外経済貿易部（当時）が公布・施行した「対外貿易代理制度に関する暫定規定」で定められた代理輸出パターンだが、現在、このパターンの輸出は少ない。



- ①メーカーと輸出企業が「代理契約」を行う。
- ②輸出企業が海外顧客と「売買契約」を行う。
- ③輸出企業が貨物の通関と船積みを行う。
- ④輸出企業が貨物代金の入金と核銷（照合抹消）手続を行う。
- ⑤輸出企業が外貨レートに基づきメーカーに商品代金を支払い、代理契約で定める代理費用のみ受け取る。
- ⑥輸出企業は報関単（通関書類）と核銷単（照合抹消書類）をメーカーに返却。
- ⑦メーカー側で増値税還付申請を行う。

(2) 買取式代理輸出

「暫定規定」でのパターンとは異なるが、現在最も多い代理輸出形式となっている。



- ①メーカーと輸出企業が「代理契約」を行う。
- ②輸出企業が海外顧客と「売買契約」を行う。
- ③輸出企業が貨物の通関と船積みを行う。
- ④輸出企業が貨物代金の入金と核銷（照合抹消）手続を行う。
- ⑤メーカーと輸出企業が別途「貨物売買契約」を結ぶ。
- ⑥輸出企業はメーカーへ商品代金を支払う。（その際、レートを調整して増値税還付分も含めた金額を支払う）
- ⑦メーカーは輸出企業へ増値税専用發票を発行する。
- ⑧輸出企業側で増値税還付申請を行う。

上記2パターンのうち、「買取式代理輸出」がその多くを占めている理由は、代理委託側（上記図のメーカー）からすれば、増値税還付部分を輸出企業からノーリスクで回収できる利点があり（つまり、増値税還付申請の煩雑さや実際に還付を受けるまでの時間的ロス回避し、その税金還付リスクを全て代理受託側（上記図の輸出企業）に負担させることができ）、代理受託側からすれば、本来の自社取扱商品以外でも、「買取式代理輸出」であれば自社の輸出実績となり、輸出ノルマ達成のための有効な手段となりうる利点があるからだ。

また、上記図の「メーカー」を「保税區貿易会社」に置き換え、「輸出企業」を「外貿公司」に置き換えれば、輸出入権のない保税區貿易公司が貨物を輸出する場合も、基本的に上記「買取式代理輸出」を実行していることが分かる。

【新規定における代理輸出規制の内容】

本年3月から施行された「対外貿易輸出経営秩序の更なる規範化と輸出貨物税額還付（免除）の徹底強化に関する通知」（国税函[2006]24号）の第二条において、増値税還付手続を行わない輸出行為について7例を挙げているが（全文は末尾の日本語訳分を参照）、そのうち、以下の規定は正に上記「買取式代理輸出」を指すものと推測される。

- (三) 輸出企業は自社名義で輸出するが、その輸出と同一の貨物がすでに貨物購入契約を締結され、更に代理輸出契約（又は協議書）が締結されていた場合：



そもそも、本通知で禁止する「四自三不見」の輸出行為には、対外契約の主体者である輸出企業が、仕入先も売り先も貨物も一切確認せず、ただ名義だけを貸して輸出する点に問題がある。こういった行為がもたらす弊害は具体的に言うと以下の2点に集約される。

- ① 輸出貨物の品質、納期、代金決済といった貿易取引上の重要事項にクレームが発生しても、契約主体者である輸出企業は「代理で輸出しただけ」とその責任を回避し、大きなトラブルに発展したり、中国の輸出の信用度を大きく失墜させる要因となっている。
- ② 悪徳ブローカーが架空の貨物と架空の通関書類をもって輸出企業に輸出手続を行わせ、増値税還付金を騙し取る行為が発生している。

しかし、本通知公布後、外貿公司等代理輸出を行う企業が問題視したのは、本通知が上記のような弊害を阻止することを目的にしているものの、その代理行為に故意・悪意があるかどうかを問わず、現行の代理輸出規定の不備を棚上げにして、代理輸出行為そのものを否定し、増値税還付を一律行わないものと解釈できる点にある。

【今後の対応】

本通知は本年3月から施行されているが、まだ厳格に適用されていない。なぜなら、中国全国輸出のうち、代理輸出が占める割合は高く（例えば上海では全輸出の3割以上が代理輸出）、全面的に本通知を適用すると全体の輸出が麻痺してしまう可能性があるからだ。

しかし、本通知が施行された以上、今後徐々に本通知を徹底してゆく方向にあると見なければならぬだろう。また、税関総署が本年5月から実施している「輸出入貨物課税価格審査弁法」（税関総署令第148号）においても、今後代理輸出を規制すると思われる規定が盛り込まれている（即ち、例えばメーカー販売価格を100とした場合、代理輸出業者は100で販売してはならないと規定している部分がある）。

こういった規定上の変更から、今までの代理輸出から自社輸出へと変更を迫られる局面が来るかもしれない。中国の対外貿易の歴史を振り返れば、海外との貿易が一部の国営貿易公司にのみ限定されていた時代から始まって、徐々に大型メーカーにも対外貿易権が与えられ、WTO加盟により対外貿易法が改正され、更に商務部8号令によって外資にも完全な輸出入権が与えられるようになって来た。あらゆる企業が自由に輸出入を行えるようになるまでには、まだ一定の時間が必要だが、その条件は徐々に整いつつある。

従って、今後は自社輸出の経営権を取得しておく必要があると思われる。特に、保税區貿易会社は注意が必要であり、こういった政策的変化を先取りして、早めに商務部8号令に基づき、自社の輸出入権と国内販売権を取得しておく必要があると思われる。

以上

（次頁に「対外貿易輸出経営秩序の更なる規範化と輸出貨物税額還付（免除）の徹底強化に関する通知」（国税函[2006]24号）の日本語訳を掲載する）



国家税務総局、商務部の対外貿易輸出経営秩序の更なる規範化と
輸出貨物税還付（免除）の徹底強化に関する通知
国税発[2006]24号

各省、自治区、直轄市と計画単列市国家税務局、商務主管部門：

我が国の対外貿易輸出の持続的な健全で安定した発展を確保するため、対外貿易輸出経営秩序を更に規範化し、輸出企業が「四自三不見」など不適切な輸出業務に従事することを厳しく禁じ、輸出貨物税還付（免除）管理を厳格に行い、輸出税還付を詐取する違法犯罪行為を防止し、取締りを行うため、ここに関連問題について以下の通り通知する。

- 一、 輸出企業は輸出経営行為を規範化し、内部管理制度を更に確立、完備し、業務要員の素質教育を強化し、正常な貿易プロセスに基づき厳格に輸出業務を行わなければならない。輸出企業は実質的に輸出活動に関与し、輸出業務の真実性を確保し、国家の輸出税還付関連法律法規を厳格に遵守しなければならない。
- 二、 我が国の正常な対外貿易経営秩序を維持し、国家の輸出税還付メカニズムの安定的運用を確保し、国家財産の損失を防ぐため、凡そ自営或いは委託輸出業務に以下の情況の一つがある場合は、輸出企業は当該業務をもって税務機関で輸出貨物税還付（免除）申請手続を行ってはならない。
 - （一） 輸出企業が空白の輸出通関書類、輸出外貨照合抹消書類等の輸出税還付（免除）書類を委託契約した貨物運輸代理公司、通関業者、或いは国外輸入者が指定する貨物運輸代理公司（契約書又はその他の関連証明の提供があるもの）を除いて、それ以外の他の企業或いは個人に引き渡して使用させた場合：
 - （二） 輸出企業は自社名義で輸出するが、その輸出業務は実質上本企業及びその投資した企業以外のその他の経営者（又は企業、個人経営者及びその他個人）が仮に当該企業の名義を借りて作業を完成させた場合：
 - （三） 輸出企業は自社名義で輸出するが、その輸出と同一の貨物がすでに貨物購入契約を締結され、更に代理輸出契約（又は協議書）が締結されていた場合：
 - （四） 輸出貨物が税関検査を通過した後、輸出企業自ら又は委託した貨物運輸代理人が当該貨物のB/L(その他の運輸方式の場合、運輸代理人が荷主に渡す運送書類に準じる。以下同じ)上の品名、規格等を書き換え、輸出貨物通関書類とB/Lの記載内容が符号しない場合：
 - （五） 輸出企業は自社名義で輸出するが、輸出貨物の品質、決済、税還付リスクの責任を負わず、輸出貨物に品質問題が発生した際に外国側への賠償責任を負わず（契約中に品質責任約定があるものを除く）、決済期限を超えたことにより照合抹消できない問題の責任を負わず（契約中に決済責任約定があるものを除く）、輸出税還付の資料、書類に問題があり税還付を受けることができない問題の責任を負わない場合：
 - （六） 輸出企業が実質的に輸出経営活動に関与しておらず、ブローカーが紹介するその他の輸出業務に従事しながら、それでも自社名義で輸出している場合：
 - （七） その他、国の輸出税還付関連法律法規に違反する行為がある場合。



三、 輸出企業に本通知第二条で述べる業務の一つに従事し、かつ税還付（免除）申請をしたものは、発見次第、当該業務ですでに還付（免除）した税額を返還し、未還付（免除）部分は以後手続をしない。

騙し取った輸出還付税額は、税務機関がその騙し取った税額を追徴し、かつ騙し取った税額の1倍以上5倍以下の罰金を課す。更に、省クラス以上（省クラスを含む）の税務機関の認可を経て、輸出税額還付権限を半年以上停止する。輸出税額還付権限停止期間中、当該企業が自ら、又は委託、代理で輸出する貨物に対して、一律輸出税額の還付（免除）を行わない。犯罪を構成するものは、司法機関に移管して刑事責任を追及する。

四、 省クラス税務機関、商務主管部門は更に協力を強化し、本政策の宣伝活動をよりよく行い、輸出企業が正常な輸出業務に従事するよう積極的に指導し、貿易秩序を規範化し、輸出貨物の税還付（免除）管理を強化しなければならない。輸出税還付（免除）主管税務機関は引き続き現行規定の申告、審査、認可の要求に基づき、輸出企業の正常な輸出貨物の税還付（免除）の申告、審査、認可管理を行うこと。

同時に、税務機関と商務主管部門は情報伝達と交流を強化し、新たな税金詐取の動向を密接に連携して注意すること。発見した違法、規定違反行為は厳格に処理しなければならない。如何なる理由でも、輸出企業が国家の関連規定に違反し、正常な輸出秩序に違背する輸出業務に対して、姑息、或いは寛容な処理をしてはならない。

五、 本通知は2006年3月1日より執行する（輸出貨物通関書類（輸出税還付専用）上の輸出日に準ずる）。

国家税務総局、商務部

2006年2月13日

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

日中経済貿易センター上海事務所

上海市婁山関路83号 新虹橋中心大厦1613室

Tel : 86-21-6236-8033 (ex201) Fax : 86-21-6236-8090

E-mail : muraoka@bg.mbn.or.jp (村岡宛)

E-mail : jccsh@vip.citiz.net (事務所宛)

[URL: http://www2.mewnet.or.jp/JCCNET](http://www2.mewnet.or.jp/JCCNET)



BTMU中国ネットワーク



	住 所	電 話
北 京 支 店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京発展大厦2楼	86-10-6590-8888
天 津 支 店	天津市南京路75号 天津国際大厦21楼	86-22-2311-0088
大 連 支 店	大連市西崗区中山路147号 森茂大厦11楼	86-411-8360-6000
上 海 支 店	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 AZIA 中心20階	86-21-6888-1666
深 圳 支 店	深圳市羅湖区建設路2022号 深圳国際金融大厦16楼	86-755-8222-3060
成都駐在員事務所	四川省成都市総府街31号 成都総府皇冠假日酒店 (ホリデイインクラウンプラザ)2617号室	86-28-8674-5575
無錫駐在員事務所	江蘇省無錫市五愛路33号 中国人民銀行大厦1903室	86-510-8275-2005
広州駐在員事務所	広東省広州市天河北路233号 中信広場28-02室	86-20-3877-0268
瀋陽駐在員事務所	遼寧省瀋陽市瀋河区悦賓街1号 方圓大厦7階705号	86-24-2250-5599
香 港 支 店	8F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九 龍 支 店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台 北 支 店	台湾台北市民生東路3段109号聯邦企業大樓9階	886-2-2514-0598

【本邦におけるご照会先】

国際業務部 中国業務支援室

東京：03-5252-1648 (代表) 大阪：06-6206-8434 (代表) 名古屋：052-211-0944 (代表)

「BTMU中国月報」編集責任：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 中国業務支援室 情報開発チーム

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しく申し上げます。当資料は信頼できる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。